

○午後1時開会

○議長（渡辺裕一君） ただいまから令和2年第3回品川区議会定例会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○議長（渡辺裕一君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

鈴木真澄君

くにば雄大君

ご了承願います。

○日 程

○議長（渡辺裕一君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

○会期決定について

○議長（渡辺裕一君）

---

日程第1

会期の決定について

---

を議題に供します。今期定例会の会期を本日から10月22日までの36日間といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡辺裕一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は36日間と決定いたしました。  
次に、

---

日程第2

一般質問

---

を行います。

順次ご指名申し上げます。

本多健信君。

〔本多健信君登壇〕

○本多健信君 品川区議会自民党を代表して一般質問を行います。

質問の第1点目は、特別定額給付金と品川活力応援給付金についてです。

5月29日、航空自衛隊のブルーインパルス6機が、新型コロナウイルスに対応する医療従事者などに感謝と敬意を示すための飛行を東京都上空で実施しました。白いスモークを引く6機の編隊が初夏の青空を彩りました。スモークを引いていない1機は、安全管理の任務を担う全般統制機でした。防衛省によると、ブルーインパルスが都心上空を飛んだのは、前回の東京五輪、さよなら国立競技場に次いで3回目とのことです。なお、2013年、東京国体の開会式、味の素スタジアム上空はありました。今回の飛行がひととき感動を与えてくれたのは、コロナ禍という苦しみ、悲しみと隣り合わせだったからなのでしょう。悲喜こもごもの人生の中で、大空を見上げ、胸踊らせる瞬間、そんなひとときが必要です。同

じ思いで、様々な政策、取組、工夫が施されています。その一つが特別定額給付金であり、しながわ活力応援給付金でもあります。特別定額給付金事業について、国の政策であり品川区の実務について伺います。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた家計への支援として、給付金を給付する目的で、令和2年4月27日に品川区に住民登録がある方を対象、対象者数40万6,158人、22万8,413世帯、郵送申請、オンライン申請、それぞれの状況・結果などの中間報告がホームページでもありました。8月24日の申請期限が到来し、22万7,171世帯とのことですが、人数など改めての集計をお知らせください。また、コールセンター、データセンターの運営について、職員の取組、委託への取組の状況・結果をお知らせください。コールセンターでの区民の声、どのような声が届いていたのか、我々会派に届いた声、一番多かったものは、いまだに給付されないがいつ頃給付になるのか、品川区では個別の給付日をお知らせしないのかなどでした。区民の声について集計・概要をお知らせください。そして、給付について、いつからいつまでに実施されたのか、そして一日当たりについての給付取扱件数もお聞かせください。併せまして、DV被害者等避難申出者を含めまして、給付全体につきまして状況・結果と課題を総括的にお知らせください。

次に、しながわ活力応援給付金について伺います。

7月21日に、品川区議会自民党より、令和2年度品川区予算に対する緊急要望第四号を濱野区長に提出いたしました。その中で、特別定額給付金の給付率の遅れを検証し、しながわ活力応援給付金を8月中の給付体制の構築と提言いたしました。申請期限は11月10日ですが、8月上旬に申請書を受け取り、速やかに申請する区民が大多数になります。そして、特別定額給付金の給付率の遅れのような事態を防ぐために、我々会派と石原ひろたか衆議院議員で意見交換を行い、石原ひろたか衆議院議員より、みずほ銀行へ早期の給付開始、一日当たりの取扱件数を大幅に増やすことなどを緊急要望いたしました。品川区からみずほ銀行への打診も承知しております。しながわ活力応援給付金の速やかな給付について、現状と今後につきましてお知らせください。改善された点などもお知らせください。11月10日までの申請期限ならびに今年の4月28日以降12月31日までの間に生まれた、品川に住民登録された際の特例についてのさらなる周知も願っております。

次に、指定金融機関の在り方について伺います。

令和2年6月22日をもって、みずほ銀行品川区役所出張所は移転されました。新店舗は、京急青物横丁駅にある品川支店となりました。これまでのみずほ銀行品川区役所出張所は、窓口を縮小して公金のみの取扱いとなりました。品川区政を邁進する上で、現状のままでよいのでしょうか。みずほ銀行の前身の富士銀行時代から、都や区との長い歴史や経緯も承知しております。今後もよきパートナーとして、これまでの役割、今後の役割の在り方を考える必要性について、サービス向上、クオリティー、スピーディーの観点からご所見をお聞かせください。

質問の第2点目は、保健所機能の強化等についてです。

今定例会の補正予算案に、保健所機能の強化に関する予算が計上されております。積極的な取組に敬意を表し、第2回定例会に続いて品川区の方向性について伺います。

保健所機能の強化を進めるために、会派より令和2年度品川区予算に対する緊急要望ならびに令和3年度へ向けた政策要望を濱野区長へ提出いたしました。さらには、品川区議会より特別区議会議長会へ渡辺議長が求め、働きかけ、特別議会議長会より東京都へ要望されました。その内容としては、新型コロナウイルス感染症に伴う総合的な支援を求める要望、医療・検査体制等の充実・強化の項目で、保健

所の人的体制強化のため、公衆衛生医師、検査技師、保健師の必要数を確保し、各区に配置するとともに、保健師や栄養士等の専門職の確保および育成について、各区の取組に対し財政措置を含め必要な支援を行うこと、ほかには、PCR検査体制の強化のための支援を行うとともに医療現場における必要物資の安定確保のための対策を講じること、東京オリンピック・パラリンピック競技大会期間中に地域で活動する区市町村ボランティア等を対象とした予防接種への補助制度があるが、国民の生命と健康を守るため、感染症対策および財政支援をさらに充実させることなどが取り上げられました。また、特別区議会議長会より国へ要望した内容は、東京都へ要望した同趣旨のものに加え、健康危機管理対応のための資機材について、国における資機材確保だけではなく、地方自治体における備蓄への財政支援を行うとともに、相互の支援環境を整備し、緊急時に必要な資機材の確保を図ることなどが取り上げられました。行財政改革、区の将来像の実現に向けて必要な行政サービスを実行するため、行政運営の効率化を図り、行政機能を拡充しながら必要な財（人・物・金）を確保、活用していく取組という視点、危機管理の視点、多角的に見て保健所機能の強化等について、品川区の方向性やご所見をお聞かせください。

質問の第3点目は、都区制度改革より20年についてです。

特別区が自治法上、基礎的自治体として位置付けられた平成12年の都区制度改革より20年が経過いたしました。この都区制度改革を成し遂げるまでには、特別区が誕生して53年の歳月がかかりました。この道のりは険しく、強い働きかけを要しました。昭和49年に決定した、区長公選復活、保健所設置市の事務等を移管。昭和61年、都区制度改革の基本的方向を都区合意。平成6年、都区制度改革に関するまとめ協議案を都区間で正式に合意。平成7年、特別区制度改革実現決起大会開催により、住民代表が国会議員に対し法改正を要請。平成10年、特別区の内部団体性の払拭。一般廃棄物の収集、運搬、処分等の事務の移管。都区財政調整制度の改正等財政自主権の強化。基礎的な地方公共団体に位置付け。その後、都区制度改革実施大綱の決定を経て、制度改革の実現を迎えました。清掃事業が移管されたことは、基礎的自治体として自立の象徴であり、非常に大きなところでした。しかし、残された課題を解決していくことがさらなる自治権の確立につながるものですが、思うようには進んでいません。都派遣職員を特別区職員に身分切替えは進みましたが、安定的な処理体制の確立まで23区の共同処理で対応することとしていた可燃ごみの中間処理は、当分の間、東京二十三区清掃一部事務組合による共同処理とされていた点。「当分の間」とは、20年という長い年月ではないとの思い。清掃一部事務組合の抜本的な改革が行われなかった点。自区内処理を原則とし、効率的・効果的・安定的な中間処理を実施するために、より身近な地域処理体制や区の負担の公平性の点。また、20年の時限が解けた財産のスムーズな移管について。そして、財源配分についても、当然役割分担に見合った財源配分が行われるべきです。それぞれの市町村事務の分担、都が行う市町村事務、特別区が行う市町村事務。しかし、法令に定められていない任意の事務については整理ができなかったなど。調整3税について都区間の協議、都区間双方に求められる責務。主要5課題都区の在り方検討、未解決な点などなど、都区制度改革より20年について品川区の総括的なご所見をお聞かせください。

次に、今後について伺います。

地方創生、東京一極集中是正を目的に地方創生政策が進められている中で、東京都内の5月1日時点の人口は1,400万2,973人でした。4月より約2万人増加で、過去最高とのこと。東京一極集中の流れは、新型コロナウイルス感染拡大の渦中にあっても変わらないようです。しかし、東京の人口は2025年をピークに2100年まで順次減少していくとの予測があり、2050年には生産年齢人口は現在と比べ4割減少し、75歳以上の人口は倍増すると言われていています。今後の特別区の在り方、取り組むべき方向性に

つきましてご所見をお聞かせください。

質問の第4点目は、品川区水辺千本桜計画達成後のさらなる計画についてです。

瑞穂の国、桜の国、日本の美しさを後世に伝えていきたいと思えます。品川区水辺千本桜計画は、品川区内の水辺、目黒川、立会川、天王洲運河、勝島運河、京浜運河の桜を総数1,000本に植樹することで、舟運など水辺観光に資する環境を支援し、区民や民間企業などとの協働により、水辺空間の魅力アップやにぎわい創出に資することを目的に、2020年度までに区内の水辺空間に1,000本の桜を整備する目標を2018年度から2020年度の期間で実施するものです。この3か年計画を着手する直前の平成29年度末、水辺の既存、桜本数は842本でした。今年度2020年度内に1,000本の整備が到達すると、さきの予算特別委員会でお示しされました。今後まだまだ半年ありますが、この3か年計画の実績や見通しをお聞かせください。併せまして、品川区水辺千本桜計画について、将来像にあります「みんなで築く水辺がにぎわうさくら軸」の視点から、総括的にどのように評価されているのかお聞かせください。また、オリンピック・パラリンピックは延期されましたが、基本方針にあります視点からどのように捉えられているのか伺います。

方針1、品川に訪れたい魅力的な桜づくり。2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向け、国内外から多くの人々が訪れたいよう、魅力的な水辺環境を桜により彩ります。また、観光まちづくりを通じて、まち全体の生活環境の質の向上と人々のにぎわいの創出を図ります。

方針2、民間と連携した新たな水辺の桜づくり。運河ルネサンス推進地区、大崎駅、五反田駅、大井町駅周辺など、民間活動が活発に行われている地区において、地元住民、企業、NPOなどと連携を図り、品川らしい新たな水辺の桜づくりを行います。

方針3、品川の歴史を伝える桜づくり。歴史的な変遷の中で生まれた品川らしい多様な水とみどりを伝えるため、名所の桜をつなげ、新たな名所づくりを行い、品川区の魅力を国内外にPRするなどし、後世に伝えていきます。

方針4、人々の輪が広がる桜づくり。区民や団体、企業など、多様な主体との協働が行われている素地を生かし、区民や民間団体等から寄附を募るなどし、公民連携で新たな桜を植えて育てていく取組を推進します。

以上4つの方針の視点から、到達度や評価につきましてどのように捉えているのかお聞かせください。

この点は、ふるさと納税の活用の今後についてもお聞かせください。そして、これまでの議論で取り上げられました、品川区内には水辺に限らず多くの桜があり、桜の縁があります。西品川に縁のある桜が、明治45年、東京市からワシントン市に6,000万の苗木が贈られました。そして、平成29年に、西品川一丁目の再開発事業の中でワシントンの里帰り桜という植樹式。また、品川区内有志の方々がバチカンで桜を贈る働きかけ。西光寺初め、江戸時代から続く大井地区の多くのお寺などの桜など、ほかにも多くの名所があります。品川区水辺千本桜計画達成後のさらなる計画については、引き続き桜の周知、そして、維持管理して育てていくことと併せまして、品川区桜2,000本計画の創設であったり、桜の植樹、整備の拡大計画についてご所見をお聞かせください。

以上で私の一般質問を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、都区制度改革についてお答えを申し上げます。

平成12年の都区制度改革以降、特別区は、清掃事業の円滑な実施や児童相談所の設置など、基礎自治体としての役割を着実に果たしてまいりました。この20年間は、品川区が基礎自治体として大きく発展

してきた期間であったと認識しております。一方で、都区の役割分担と財源配分の課題は、ご指摘のとおりいまだ解決しておりません。「都区のあり方検討委員会」における協議も、平成23年12月の書面開催を最後に中断をしている状況であります。基礎自治体として、特別区の役割にふさわしい都区の在り方に変えていくことは従来から主張しているところであり、早期の実現が必要であります。20年の節目を契機に、地域の実情に合った行政サービスを一層展開できるよう、改めてさらなる改革をめざしてまいります。

次に、今後の特別区の在り方等についてですが、急速に進む高齢化への対応や安全・安心のまちづくりなど、多様な区民ニーズに応えていくことは区民に最も身近な基礎自治体に不可欠な役割であり、その責任は増大していると認識しております。また、日本全体が人口減少を迎え地域の活性化が求められる中、特別区相互や都との連携はもとより、全国自治体との交流・連携の拡大を図っていくことも重要であると考えております。このような考え方を基に、様々な施策展開に取り組んでまいります。

その他のご質問等については、各担当部長等よりお答えを申し上げます。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

○福祉部長（伊崎みゆき君） 私からは、特別定額給付金に関する質問にお答えいたします。

最終的な申請件数は、重複申請の精査等を行った結果、22万6,613世帯、40万4,024人で、そのうちオンラインによる申請は1万2,711件となっております。コールセンターおよびデータセンターの運営は、兼務発令を受けた6名の職員と15名の職員応援体制で開始し、5月下旬に委託による運営に切り替えました。給付処理件数が最大となった7月には、25名の職員応援体制を組んだことで、おおむね当初の予定どおり給付を実施することができました。区民の声を含むメールによるお問合わせは約200件、コールセンターへのお問合わせは約3万3,700件で、開始当初はオンラインを含む申請方法や住民登録に関する内容が多く、郵送申請開始後は進捗状況に関する内容が大半を占めていました。給付につきましては、オンライン申請分を5月18日から、郵送申請分を5月29日から開始し、8月末には振込みエラーの確認作業を除き、ほぼ全ての給付処理が完了いたしました。振込件数は、当初は週2回、毎回平均1万件でしたが、7月以降は週3回、最大2万件に拡大できました。DV被害者や処理日前後の転出入など、個別対応により給付を行った件数は356件となっております。

今回の課題は、オンライン申請の処理が複雑であったこと、郵送申請受付開始直後の膨大な作業に時間がかかったことであり、その要因は十分な事前準備ができなかったことと考えております。そのため、進捗状況に関する情報提供や迅速な給付が困難となりました。また、給付手続が困難な方への対応も課題でしたが、生活福祉課、在宅介護支援センター、支え愛・ほっとステーションなどとの連携により給付ができた点につきましては成果があったと捉えております。

〔地域振興部長久保田善行君登壇〕

○地域振興部長（久保田善行君） 私からは、しながわ活力応援給付金についてお答えします。

初めに、給付状況については、8月20日より開始し、9月17日現在、約9万8,000世帯に給付いたしました。今度は、8月末までに申請のあった約19万世帯のうち、残りの9万2,000世帯について9月末を目途に給付の予定であります。

次に、区民サービス向上のための改善策としましては、特別定額給付金の口座情報を活用することで申請書の添付書類を省略するなど、申請書作成の簡略化を図っております。また、チャットボットを活用した申請状況確認サービスを進めており、これまでに5万件を超えるアクセスがありました。

次に、周知については、申請をされていない世帯向けに9月末に勸奨通知を発送するとともに、引き

続きふれあい掲示板や区有施設へのポスター掲示などにより広く呼びかけてまいります。また、新生児への特例給付については、9月から対象世帯に申請書を順次発送しており、9月11日号の広報しながわ「子育て支援特集号」やしながわパパママ応援アプリなどにより周知を図っております。

次に、指定金融機関についてお答えいたします。

みずほ銀行は、昭和54年から品川区役所内に出張所を設置し、業務を行ってまいりましたが、昨今の金融機関をめぐる経営環境の変化により、残念ながら今年6月に出張所を移転し、派出所を新たに開設したところです。一般の銀行業務は行えませんが、指定金融機関として多くの事業の重要性を十分に認識し、正確さとスピード感を持って公金の収納や支払いの事務に当たるよう、今まで以上に連携し、対応してまいります。

〔品川区保健所長福内恵子君登壇〕

○品川区保健所長（福内恵子君） 私からは、保健所の機能強化についてお答えします。

保健所は地域における健康危機管理の拠点であり、新型コロナウイルス感染症や大規模食中毒などから区民の健康や安全を守るためには、保健所の機能強化が欠かせないと考えています。また、多様化・複雑化する課題に対応するため、各種専門職の確保や能力の向上が求められるとともに、人的体制や関係機関との連携体制の整備、資機材の準備などをさらに進めておくことも重要です。区としては、引き続き資機材の確保に努めるとともに、計画的な専門職の確保、人材育成を進めます。また、都へ公衆衛生医師の配置を要望し、区としても非常勤医師の採用を柔軟に行うことと併せて、組織の在り方について検討を進めるなど、保健所の機能強化に取り組んでまいります。

〔防災まちづくり部長藤田修一君登壇〕

○防災まちづくり部長（藤田修一君） 私からは、品川区水辺千本桜計画についてお答えいたします。

まず、計画に基づく桜の植樹の実績についてですが、令和元年度までに155本を新たに植樹し、今年度も10本植樹する予定で、計画前に終わっていた桜と合わせ1,007本となるものでございます。

次に、本計画に対する評価ですが、水辺に桜の軸が整備され、より魅力的な水辺空間を形成することができ、オリンピック・パラリンピック開催に向けて文字どおり花を添えることができると考えております。また、4つの基本方針の実現に向けて、数の面では達成いたしました。今後は、訪れたいくなる、また、歴史を伝えられるような名所作りや、その魅力を広くお知らせすることで地域との連携や人々の輪を広げるように取り組むとともに、適正に維持管理していく考えでございます。

次に、ふるさと納税の活用につきましては、区内外から240名を超える方々から本計画に賛同いただき、約970万円もの寄附をいただいております。今後も多くの方々から賛同いただける事業や計画において、積極的にふるさと納税制度の活用を検討してまいります。

最後に、水辺だけでなく区内全域を対象とした桜の植樹につきましては、これまでも再開発事業によるまちづくりや公園の改修などの様々な機会を捉えるとともに、地域特性を踏まえ実施してまいりました。また、「品川区水とみどりの基本計画・行動計画」が来年度で策定から10年経過することを受けて、改定に向けた作業を進めております。今後も桜の植樹を初めとした、区民に親しまれ、地域にふさわしいみどりづくりについて検討してまいります。

○本多健信君 自席より発言させていただきます。

それぞれご答弁ありがとうございました。

保健所の機能強化なんですけど、危機管理の視点から、24時間体制であったり、また人材活用というお話がありましたけれども、元専門職であったり、ものすごく人材っていると思うんですね。ぜひいろいろ

ろな角度から人材の確保など検討していただければと思います。

最後に1点だけ質問させてください。

都区制度改革20年について、現状について、地域の実情に合った取組ということで、現状は分かりました。1点だけ再質問は、さらなる自治権の確立というその思いですね。その20年間でなかなか進まなかった部分、さらなる自治権確立の思い、そこだけお願いします。

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 都区制度改革、地道に進展をしてきたというふうに思っております。ただ、一つ、私自身、まだまだ改革が必要だと思うところは財政の問題であります。いわゆる交付金を都から取って、それを財源として区政を運営する、そういう部分がまだかなりございます。いわゆる財調です。財政調整交付金。これが東京都の主導によってなされているということについて、やはり23区ともいささかの思いを持っているところでありまして、全面的な財政自主権を獲得するということが重要な課題ではないかというふうに思っております。これに向けてそれぞれの区で努力を重ね、東京都からしっかりと財源の移譲をさらに求めていく、そのことが必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡辺裕一君） 以上で本多健信君の質問を終わります。

次に、大沢真一君。

〔大沢真一君登壇〕

○大沢真一君 通告の順に従って一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症により、我々の住む世界のありようが大きく変わってしまいました。住民の暮らしを守る施策の実行には、プライオリティーを重視し、限られた財源の有効活用が必要不可欠であります。今、品川区政は区民に対して何をなすべきなのでしょう。しながわ活力応援給付金が実現しました。区民にとっては大変すばらしい施策ではありますが、後年の区政運営に影響を及ぼしかねない現金給付に手を出すべきだったのか、私は自問自答を続けております。新型コロナウイルス感染症との闘いは長期化します。今後も区の財政出動が必要になるはずですが、財政調整基金に手をつけたことが後年の区政運営に大きな影響を及ぼすのではないかと、私の悩みが杞憂に終わらなければよいと思っております。悩んでいても仕方ありません。引き続き区民のためによりよい区政を築き上げていくために、全力で議員の職を全うする決意を新たにしたところであります。

品川区政における行政評価において、まずは品川区における行政評価について質問をさせていただきます。

品川区においては、区民ニーズにきめ細かく対応した業務の遂行や健全財政の維持に向けた効果的・効率的な行政運営を進めていくことを目的とし、平成13年度に「区政総合業績評価制度」が構築されました。その中で大きな柱となる「事務事業評価」については、平成13年度から17年度まで5年間実施した後、平成18年にその課題と成果の総括を行い、一時休止とされることになりました。その後、平成22年度には新たな行政評価手法の構築に向け5年ぶりに事務事業評価が復活し、全事業の必要性をゼロベースで見直すとともに、簡便で実効性のある評価手法が取り入れられることになりました。平成23年度には区民参加による行政評価が取り入れられ、平成24年度には評価対象事業を細分化するとともに、重点的に見直す事業とそれ以外の事業に分類し、評価作業の効率化を図るなど、これまでの様々な創意工夫の中で区の行政評価制度は進歩を遂げてきているわけであります。

しかしながら、平成24年度事務事業評価報告書の公表を最後に、品川区においては、後、行政評価が

行われておりません。既に8年近く年数が経過しておりますが、その間、時代の変化への対応や必要性の観点から事業の棚卸しは適切に行われてきたのでしょうか。

平成24年度の事務事業評価においては、重点的に見直す事業をAからDの4段階で評価し、Aは拡充する事業、Bは継続する事業、Cは見直しする事業、Dは廃止する事業として分類されておりました。拡充のAとされたのは59事業で全体の5.9%を占めておりますが、例えばワークライフバランス講座事業については、他部門との連携を図り、さらなる啓発に努める拡充の方針が示されました。また、廃止のDについては18事業で全体の1.8%を占めており、例えば中小規模事業所の省エネ推進事業は、東京都で実施している事業と内容が重複していることから廃止との判断が出されています。このように、事業の拡充、継続、見直し、廃止の4つの観点から包括的に棚卸しを行うことにより、時代に適した事業を実施していくことが可能になるのではないのでしょうか。

そこで、平成24年度の事務事業評価以降、8年近く行政評価が実施されていませんが、今後の行政評価の実施予定について見解をお聞かせください。また、事務事業評価が行われなかった期間、区の事業の棚卸しは適切に行われてきたのか、併せて見解を伺います。

行政評価については既に多くの自治体において導入されており、総務省の「地方公共団体における行政評価の取組状況等に関する調査結果」によると、平成28年時点で全国市区の8割以上で行政評価が実施されています。また、行政評価を導入している団体のうち、約9割が評価結果を予算査定に反映または参考にしておりと回答しております。このように、評価結果を翌年度の予算査定などに反映させることでPDCAサイクルを回していくことが全国自治体で定着していることが分かるわけであります。このPDCAサイクルにおいても、将来的にはネットをうまく活用することで区民の意見をうまく取り入れることも可能なのではないのでしょうか。

例えば、熊本市においては、LINEのKANAME TO（カナメト）というメッセージ配信ツールを用いることで、行政から住民に対して必要な情報を届けたり、住民の悩み解決支援を行うことができるほか、住民からも行政に対して道路の破損状況などの通知を行うことができます。このようにネットを活用して住民とのコミュニケーションをうまく取ることで、行政サービスに対する意見聴取を行うことが可能になるかもしれません。

気をつけなければならないのは、行政評価自体が目的化してしまい、区役所の事務作業負担だけが増えるということは避けなければなりません。行政評価を毎年行うことで形骸化してしまうのであれば、数年ごとの実施とし、その代わり、先ほどの拡充、継続、見直し、廃止のように、しっかりとした仕分を行うという方法も考えられます。品川区において事業の見直しのためのPDCAサイクルをどのように回していくのか、特にチェックとアクションで具体的にどのようなプロセスを踏んで次年度につなげていくのか、見解をお伺いします。

続きまして、新型コロナウイルスに関連した品川区の対応についてお伺いいたします。

5月に緊急事態宣言が解除されてから、全国的に第2波と見られる感染者数の増加が見られ、東京都においても今月の15日まで23区内の飲食店への時短営業の要請の延長が行われるなどの対応が取られました。新型コロナウイルス対策の政府の分科会では、全国的には感染拡大がピークに達したとの見解を示されておりますが、再び増加するおそれがあるなど、予断を許さない状況が続いております。このような状況下、新型コロナウイルスを想定した新しい生活様式を定着させていくには、品川区もこれまでの行政のありようを見直す必要があるのではないのでしょうか。

そこでまず、品川区における電子図書館の導入についてお伺いいたします。



全国の図書館を有する自治体において電子書籍を導入しているのは7.2%となっておりますが、新型コロナウイルスの影響を受けて導入の検討を進める自治体が増えているとのことです。

千代田区では全国の自治体に先駆けて電子書籍を導入しており、千代田web図書館のサービスは2007年から導入されております。新型コロナウイルスの影響を受けて千代田区の図書館は一時休館となっておりますが、web図書館のサービスを継続したことで貸出点数は5月には前年比376%増しとなるなど、利用者が急増しております。事前登録をするとインターネットを通じてスマートフォンなどで一度に5冊まで電子書籍を読むことができ、2週間の期限を過ぎると自動で返却される仕組みとなっております。また、絵本の電子書籍には朗読音声付きの作品もあるため、千代田web図書館から保護者に対して子どもの読み聞かせの活用を呼びかけたところ、「広告がないので、YouTubeよりも抵抗が少ない」などの声が寄せられたようです。

一方、電子書籍の購入費用は通常の書籍の2倍から5倍の価格となるなど、電子書籍の購入費の高さが電子図書館実現のネックになると言われております。例えば、地方創生臨時交付金においては電子図書サービスの導入が補助メニューの対象となっておりますが、このような制度をうまく活用し、前向きな検討を行っていくべきではないでしょうか。そこで、品川区における電子図書館の導入について、今後の方針をお聞かせください。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う休業により、23区では文化芸術施設を運営する指定管理者の利用料収入が大幅に落ち込んでおります。各区は減収補填により指定管理者を支援しておりますが、区と指定管理者の協定にはコロナ禍に関する補填の具体的な規定がなく、今後どのように規定を整備していくかが課題となっております。赤字補填の方法についても、体育館や劇場などの施設利用のキャンセル分を補償するのか、施設利用料の収入の減少分を補填するのか、また補償期間はいつまでにするのか、明確な規定が設けられていないまま減収補填が進められています。また、指定管理者が雇用調整助成金を受給していた場合にも区に対する受給報告の規定がないため、指定管理者が区からの補償と雇用調整助成金を二重取りする可能性も指摘されております。品川区における指定管理者に対し、減収補填をどのように行い、いつまでの期間を想定しているのか現状をお伺いいたします。また、規程整備の方向性についての見解をお聞かせください。

次に、オンライン教育の推進についてお伺いいたします。

2020年6月の内閣府調査によりますと、23区内の小中学校におけるオンライン教育の受講率は約7割に上り、オンライン教育は大分普及してきていると言えます。一方で、日経新聞による小学生の1人1台端末配備の時期についての調査によると、23区で既に配備が完了しているのは港区のみとなっております。9月まで豊島区、12月までに板橋区、千代田区にて配備が完了するものの、全国主要市区の約8割で年内整備が間に合わない状況となっております。なお、本調査においては、品川区は1人1台の端末の時期は未定と回答しています。また、端末を活用する際の課題調査においては、「教員の指導力の不足」が6割で最も多い回答となるなど、端末やネット環境の整備にとどまらず、運用面での準備不足も指摘されております。このように、ハード・ソフト両面の整備がまだ十分に行われていない中、仮に再度臨時休校を行わなければならないとなった場合、どのようにオンラインにより教育を継続させていくのか、対応方針をお聞かせください。

続きまして、区職員に対する感染予防対策についてお伺いいたします。

政府は、緊急事態宣言明けに国内のほぼ全ての業界団体に「業種別ガイドライン」の作成を促し、各行政に属する民間企業等の職場で感染防止の措置の徹底を呼びかけております。区役所においては、区

内事業者等の職場における感染防止措置の徹底を促す立場にあり、そのためには区役所自体が徹底した感染防止措置を施すことが重要であります。そこで、区役所における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況や、区役所職員の勤務における感染防止措置についての現状についてお聞かせください。

質問の3番目、青少年のインターネットモラル教育について伺います。

青少年のインターネットモラル教育について、去る本年5月、フジテレビのリアリティー番組に出演されていた女性出演者が、番組内での言動をめぐってSNS上に書き込まれた大量の誹謗中傷を苦に、自ら命を絶たれるという痛ましい事件が起きました。ネット上の違法・有害情報についての相談窓口である総務省「違法・有害情報相談センター」には、2015年度以降、毎年5,000件を超える相談が寄せられていることでも明らかのように、SNSを活用した匿名による誹謗中傷やいじめはスマートフォンの普及とともに増加傾向にあり、社会問題化してきております。現在、対応措置として、発信者情報の開示対象の拡大や新たな裁判手続の創設などの検討が法務省において進められておりますが、この取組により抑止効果は一定程度高まると考えます。

しかしながら、道徳意識が未成熟である青少年に対して、どれほどの抑止効果を生むかは定かではありません。それでは、学校生活におけるSNS等のいじめ防止はいかに図っていくべきでしょうか。

品川区においても、スマートフォン利用の低年齢化に伴い、若年層におけるSNS上で起こるいじめが報告されています。インターネットを通じたいじめにおいては、物理的な接触がないだけで敷居が低く、被害者にも加害者にもなりやすいと言えます。また、ネット上のいじめは学校から見えない部分も多く、有効な対策を打つことは容易ではありません。品川区においては、平成28年度に「品川区いじめ防止対策推進条例」が施行され、その中でインターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進が規定されました。本条例では、「品川区いじめ根絶協議会」および「品川区いじめ対策協議会」の設置が決められ、区立学校におけるいじめの防止対策を協議し、他団体との連携を図りつつ、教育委員会に意見を述べることでとされております。しかし、本協議会、本対策委員会それぞれ、平成30年7月13日、平成30年5月8日を最後に品川区ホームページで開催が確認できず、その議事録等を読むことができません。ぜひ両会議においてSNS等を通じたいじめの発見および防止対策について活発な議論、そして具体的な対策を提言いただけることを期待しているものであります。その上で、区内の学校生活における青少年のSNS等でのいじめの発見防止にどのように取り組んでいくのか、見解をお伺いいたします。

次に、インターネットにおける誹謗中傷防止に向けた青少年に対する啓発活動について伺いたいと思います。

啓発活動の一つには、情報モラル教育が挙げられます。品川区においても、いじめ防止対策推進条例の定めにより、平成28年9月に「品川区いじめ防止対策推進基本方針」が策定され、その中で、教育委員会の取組として情報モラル教育の推進が挙げられております。現在、スマートフォンの利用によるいじめを防止するため、教員に対する情報モラル研修の実施、そして児童・生徒や保護者に対して「SNS家庭ルール」等の作成・活用の働きかけ等を推進していることと存じます。ただし、SNS等によるいじめの問題は、行政と学校だけで取り組んでも防止できるものではないと考えます。通信事業者、民間団体、地域、そして何よりも保護者との連携が欠かせません。2017年のインテル・セキュリティーの調査によると、世界14か国の家庭における子どものネット管理に関して、「デバイスを親が管理し、自分の目の届く範囲でしか子どもにデバイスを使わせない」と回答した日本の保護者は、14か国平均35%を下回る20%となっております。区内においても、保護者が家庭において子どものインターネットとの付き合い方につき話し合いを持つよう積極的に啓発していく必要があるのではないのでしょうか。子どもの

ネット行為を監視するソフトウェア導入を促すことも欠かせません。さらに、児童・生徒のための相談窓口の設置も重要であります。品川区においては、「こころのフリーダイヤル」および「HEARTS（ハーツ）専用電話」がありますが、利用状況や周知について評価しつつ、さらなる改善を図っていかねばなりません。このように、ネットの誹謗中傷対策においては情報モラル教育や相談窓口の設置が対応策として考えられますが、区内の青少年に対してどのように対応を行っていくのか、方針をお伺いいたします。

本日は以上で質問を終わります。ご答弁のほど、よろしくお願ひいたします。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、品川区における政策検証についてお答えを申し上げます。

初めに、行政評価についてですが、新型コロナウイルス感染症が収束した後に新長期基本計画に基づく実施計画の策定作業を再開し、同計画の事業を中心に行政評価を実施する予定で検討をしております。

次に、平成24年度に実施いたしました事務事業評価以降の事業の棚卸しであります。予算編成時などにおいて事業の必要性や有効性等を確認し、事業の継続性や見直しについて判断をしております。また、平成28年に策定いたしました「品川区総合戦略」の取組の中におきましても主要事業について評価を行い、事業の拡充や見直しを図ってきております。

次に、行政評価のPDCAサイクルの回し方についてであります。いわゆる人・物・金などの行政資源や活動量などを踏まえた事業成果について、整合性や因果関係を定期的に検証し、次年度の事業執行につなげていきたいと考えております。実施に当たりましては、総合戦略で実施しております外部評価のような仕組みやSNSなどを通じた区民とのコミュニケーションの可能性についても検討しております。

その他のご質問につきましては、各担当よりお答えを申し上げます。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 私からは、電子図書館等のご質問にお答えいたします。

電子図書館は、電子データ化した書籍をウェブサイトで提供するもので、利用者は図書館に立ち寄ることなくスマホやタブレットにダウンロードして読書を楽しむことができます。また、音声読上げ等の多様な機能は、幼児、高齢者、障害のある方などの読書ニーズに幅広く対応できるものと考えております。一方で、議員ご指摘のとおり購入費用が高額であるほか、一般書籍の多くは電子書籍化されていないなどの状況もあります。現在、図書館のホームページでは「しながわの昔ばなし」を音声付きで提供しており、今後は他の自治体の事例を参考にしながら、古地図を初めとした郷土資料などをデジタル化し、アップする予定です。

次に、オンライン教育の推進についてです。

初めに、再度学校が休業となった場合のお尋ねですが、現段階では、これまで構築してきたICT環境を活用したトータル学習システムやeライブラリによる家庭学習が中心となります。加えて、国や都が作成した学習動画や、市民科および英語教育など、区独自の学習教材を用いた動画も活用して学びの充実を図ってまいります。

しかしながら、現在のオンライン学習については学校から児童・生徒へ一方向であることや、インターネット環境が整わない家庭では利用できないなどの課題があります。引き続き教科書ワークシートを併用し、登校時に家庭学習の取組状況や達成度を把握するとともに、個別に指導を行うなどして、学習

の保障に努めてまいります。また、今後は、本年12月からは6・9年生に、その他の学年も来年2月中にタブレットを配布できるよう努めておりますので、Z o o mなどを利用して、全ての児童・生徒が自宅にいながら学校と同時双方向で授業を受けることも可能となります。

教育委員会といたしましては、I C T推進プロジェクトチームを中心に全体計画を検討しており、本年10月以降は都から貸与された450台のタブレットも有効活用して研修や授業実践を行い、再び学校が休業になった場合でも授業と同様の教育効果が得られるよう準備を進めてまいります。

次に、S N S等のいじめへの対応についてお答えいたします。

初めに、「品川区いじめ対策委員会」および「いじめ根絶協議会」ですが、警察や地域の関係者、大学教授や弁護士などの有識者を委員として、毎年複数回実施しております。今年度は対策委員会を8月26日に行い、S N S等を通じたいじめを含め、コロナ禍におけるいじめの発見・防止対策について専門家の見解を伺いました。議員ご指摘の議事録等につきましても、ホームページに掲載したところであります。

S N S等でのいじめの早期発見については、日頃より教職員が児童・生徒の様子を観察するとともに、学期ごとに生活アンケートを実施し、微細な変容を見逃すことがないように努めております。さらに、保護者や児童・生徒からのH E A R T Sへの専用電話や目安箱、Q Rコードを使ったメール発信を受け、相談に区教委が直接応じる場合もございます。

防止に向けては、児童・生徒は市民科でネットトラブルへの対応や情報モラルを育成する「S N S東京ルール」に基づく学習をしております。また、保護者会やP T Aの家庭教育学級でもS N Sの利便性や危険性を伝え、家庭での具体的なルール作りを依頼しております。スマホやゲームの利用制限をする、フィルタリングをつけるなど、家庭での取組が広がり、親子スマホ教室を開催した学校もあると聞いております。引き続き、学校、家庭、地域と一体となって、児童・生徒の適正なS N S利用に向けた取組を推進してまいります。

〔企画部長堀越明君登壇〕

○企画部長（堀越明君） 私からは、指定管理者に対する減収補填についてお答えいたします。

今年度については、新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休館等の影響による減収分を補填する予定です。なお、補填額については、雇用調整助成金などの国や都の補助金の受給状況、事業休止により未執行となった光熱水費や事業費等を検証し、適正な金額であることを確認いたします。

来年度については、新型コロナウイルス感染症の影響をできるだけ見込んだ指定管理予算とし、多額の減収補填が生じないように努めます。また、指定管理者との協定に減収補填に関する規定を新たに設けるなど、規程整備も進めてまいります。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 私からは、職員の新型コロナウイルス感染症対策についてお答えします。

防止対策については、職員のみならず区民にも感染が広がらないよう、国や都が定めるガイドラインを踏まえ、品川区対策本部会議において事業実施の可否などを検討の上、感染拡大の防止を図っております。

また、職員の感染防止策としては、マスクの着用、手や指の消毒等、基本的な対策について、朝の放送やグループウェアを活用し、周知徹底を図っているところでございます。通勤時の感染防止のため、職場の状況に応じ、シフト勤務を活用しております。さらに、庁内および出先施設において、終業時にカウンターや電話等の共用部の消毒を実施しているところであります。

[子ども未来部長柏原敦君登壇]

○子ども未来部長（柏原敦君） 私からは、青少年のインターネットトラブルへの対応についてお答えをいたします。

区では、長期基本計画や品川区青少年健全育成基本方針に、この課題に対する対応を示し、対策を取っているところです。具体的には、毎年、親子で読めるように作成しているパンフレットや冊子等にインターネット利用時に守るべきルールや少年センター等の相談窓口を掲載し、区内の学校を初め、区施設で配布しております。また、青少年問題協議会等で民生委員・児童委員や関係機関と連携し、青少年や地域・保護者への啓発活動を推進しています。今後もこうした活動の充実を図り、インターネットトラブルの防止に努めてまいります。

○議長（渡辺裕一君） 以上で大沢真一君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後2時05分休憩

○午後2時20分開議

○議長（渡辺裕一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告いたします。

休憩中に傍聴人より録音および写真撮影の申請が議長に提出されましたので、品川区議会傍聴規則第8条の規定により、これを許可いたしました。

一般質問を続けます。

つる伸一郎君。

[つる伸一郎君登壇]

○つる伸一郎君 区議会公明党を代表して一般質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねいたします。

質問に入る前に、新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられた方にご冥福をお祈り申し上げ、罹患された方にお見舞い申し上げます。また、コロナ禍においても、命で命を守る医療や介護、保育、また保健所など、最前線で働かれている方々に心から感謝を申し上げます。

戦後75年の本年、コロナという試練の挑戦に、軍事的な競争ではなく人道的競争で応戦し、分断から共生へと転換するために、今こそ全世界が一つになって困難を乗り越え、繁栄を満喫できる共存共栄の実現に勇敢に挑戦しなければなりません。その先駆の旗頭として、品川区は感染に不安を持つ区民に寄り添いながら、感染症対策支援や「しながわ活力応援給付金」など、区民とともに歩む共進の姿勢で臨んできました。今後も、区民が「新しい生活様式」を無理なく実践できるよう支援し、感染を防ぎ、新たな地域生活を創出する必要があります。

そこで、質問の1点目は、「新しい生活様式」の促進についてです。

コロナ禍において私たちの生活様式も一変し、手洗いの励行やリモートワークの拡大、オンラインの活用など、大きく変化しています。また、「一犬影に吠ゆれば万犬声に吠ゆ」とのことわざのような嘘やデマに少なからず影響を受けた方がいるのも事実であります。区民に一番身近な自治体として、品川区は今まで以上に寄り添いながら、適切な行動を促すことも大切です。

コロナ対策の基本戦略の一つに「市民の行動変容」があり、その後押しとして、現在、国や先行自治

体では、人間の心理や癖を踏まえた工夫をすることで望ましい行動を自発的に促す「ナッジ」の活用が試みられています。「ナッジ」とは、そっと後押しすることの意味で、行動経済学では、個人の選択の自由を残しつつ、ちょっとした伝え方の工夫などによって賢い選択を促す手法と定義され、薬を処方する際のジェネリック後発医薬品を促す活用などが挙げられます。

省庁や自治体、産業界などで作る「日本版ナッジ・ユニット」の事務局を務める環境省では、人は矢印が目に入ると追いかけてしまうという習性を生かし、入り口に設置した消毒液に向けて矢印マークを掲示し、手指消毒の利用률을3倍に増加させ、行動変容を促しています。品川区でも、広報しながらでの特集や区有施設で消毒液を設置するなど実践を促していますが、さらなる促進が求められます。そこで、品川区においても「ナッジ」を活用して、区民が3密の回避やマスクの着用、手洗いの徹底など、一人ひとりの行動変容をより一層促進し、また、区民に取組を促すステッカーなどを配布して感染予防策を向上させてはいかがでしょうか。

質問の2点目は、コロナ禍における児童・生徒への学習環境の支援等についてです。

区内の各学校は、国や都の「学校再開ガイドライン」、区の「感染症予防ガイドライン」に基づいて感染症対策を図っています。起床後の検温を記載した健康観察表の提出や登校時のマスク着用の確認および非接触型体温計等での検温、給食時には机を前向きにしたまま食べるなどのルール徹底が図られています。新学期も始まり、児童・生徒は新しい生活様式に基づいた感染症対策を身につけながら、世界的な脅威の中で懸命に学問に取り組んでいます。

イギリスの歴史学者アーノルド・トインビーが、自著の『歴史の研究』の中で、「苦難に打ち勝った人間は、開拓者の役目を果たす」と考察しているように、コロナに挑戦する児童・生徒を、安心の未来を拓く多彩な人材が生まれる世代にするために、卒業後も見守る思いで様々な支援をしなければなりません。

国立成育医療研究センターのグループが、7歳から17歳までの子どもや保護者を対象に、本年6、7月に実施した調査によれば、自分や家族が感染した場合、「秘密にしたい」が32%、感染した子どもと「あまり一緒に遊びたくない」が22%との回答がありました。北九州市や徳島県の教育委員会では、コロナに関連する差別、偏見等の防止のために人権啓発動画を作成していますが、品川区教育委員会としても差別や偏見につながることを防ぐ取組が求められます。

また、学習環境の整備では、第2回定例会の補正予算でのGIGAスクール構想に基づくタブレット端末の各学校への整備が年内から年度内に整備され、東京都からの端末の貸与については既に450台確保していると認識しています。保護者からは、給食時などの飛沫飛散防止として児童・生徒の机にアクリル板を設置することや、学校図書館への図書消毒器の導入を求める声も伺っています。

そこで、児童・生徒に対して、学校での新しい生活様式の定着や、児童・生徒やご家族の感染等に関して差別や偏見等を払拭する取組をお知らせください。また、児童・生徒やご家族の感染等により、出席停止となった際の学習支援について、タブレット端末やZoomの活用、教職員への研修状況など、そのほか学校における衛生管理等の対策についても併せてお知らせください。

質問の3点目は、保育士等への応援給付金等についてです。

保育士を初め、子育て支援に関わる方々は、コロナ禍においても、自らがエッセンシャルワーカーでもありながら、子どものいる医療従事者などを支えるアンサンブル、縁の下の力持ちとしてご尽力されています。他社と触れ合い、他者を支える労働、まさに命で命を支えるサービスは、コロナ禍にあっても必要不可欠な存在です。

全国保育協議会と全国保育士会の調査では、コロナの感染拡大に伴うストレス要因について、「3密が避けられず、子どもや保育者に感染リスクがあること」との回答が9割を占めました。国においては、各都道府県を通じて、コロナ感染のおそれに直面する中で業務に当たる医療や介護・障がい福祉サービスの従事者・職員の労に報いるために、1人当たり1万円から20万円の慰労金の支給が実施されています。また、品川区においても、介護・障がい福祉サービス業務継続支援金が従業員お1人1人に、区の敬意と感謝の気持ちが伝わるようにとの趣旨で支給されましたが、一人ひとりに行き届いていることを確認することも大切です。

今定例会で上程される補正予算には、私も5月12日の総務委員会で提案し、会派としても要望した、保育従事者への支援として応援給付金、さらにメンタルサポート事業が計上されており、高く評価し、早急な支給を望むところです。そこで、保育従事者等への応援給付金が確実にお一人お一人に行き届く支給の在り方が求められますが、実施内容をお知らせください。また、既に実施された介護・障がい福祉の従業員一人ひとりへの支給状況もお知らせください。

質問の4点目は、コロナ禍による退職者への在園資格の延長対応についてです。

保育課に寄せられたコロナを理由とする退職に関する相談件数は、8月28日現在、4月入園予定の方で11件あり、実際に解雇となった方は3件、求職活動に変更したが1件、このうち転職が決まった方が3件と伺っていますが、今後増えることも考えられます。

コロナ禍を受けて、雇用保険法が改定されたことに伴い、6月末に内閣府・厚生労働省の連名で、在園資格に関わる期間を再認定し、積極的に柔軟な対応を行う通知が発出されました。これより、品川区では、求職活動中の保育認定の有効期間は2か月であることから、再認定の際は2か月を限度に延長されることとなります。

一方で、私が7月にご相談をいただいた、保育園に通っている2歳児と月齢1か月のお子様を抱えたお母様は、コロナを理由に8月末日での解雇を告げられ、2か月の保育認定での求職活動には大きな不安を抱かれておりました。お母様の声を受け、私も直接内閣府の担当者にお会いし、法律には具体的な記載はないものの、再認定後の状況を踏まえ、必要に応じて再々認定も自治体の判断でできるとの見解を伺いました。そこで、待機者とのバランスも考慮しつつ、コロナ禍における退職者においては再々認定など、在園資格の延長など柔軟な対応が求められますが、区のご見解をお知らせください。

次に、ダブルケアや「8050問題」など複合的な課題解決に向けた「重層的支援体制整備事業」についてお尋ねいたします。

個人や家族が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化し、私も2015年以来一貫して対策を求めてきた、介護と子育てを同時に担う「ダブルケア」や、80代の親が50代の中高年のひきこもりの子どもを養う「8050問題」など、新たな課題が表面化しています。

そこで、質問の1点目は、「ダブルケア」の実態把握についてです。

品川区において、2018年4月発行の品川区介護保険事業計画「いきいき計画21」に、品川区で初めて「ダブルケア」が明記され、主な事業として実態把握の実施が掲げられました。そこで、昨年度、実態把握としてアンケート調査が実施されたと認識していますが、結果や具体的な支援内容についてお知らせください。

質問の2点目は、「重層的支援体制整備事業」の実施についてです。

ダブルケアなどの複合的な課題は、行政では様々な部署をまたぐことから、その責任や中心的に担う軸足が不明確となり、従来の介護・障がい・子育てなど、制度・分野ごとでの対応は難しく、ご相談者

が何度もそれぞれの窓口を回らなければならない課題があります。こうした状況を受け、本年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」「改正社会福祉法」が成立、公布され、「包括的な相談支援」「参加の支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設されました。制度ごとや制度に人を合わせるのではなく、高齢者や子育てなど分野ごとに分かれた相談を、どんな相談でも、課題を抱える本人や家族を最初の窓口で丸ごと受け止める「断らない相談支援」の体制を整備する必要があります。また、困難を抱える本人のニーズと地域資源を有効利用して社会とのつながりを回復させ、子ども食堂など地域づくりに関心を持つ住民やNPOなど、福祉以外の分野の方々との日常的に顔の見えるネットワークを作り、伴走型支援、多機関協働、支援プランの策定等が示されています。

品川区では、私も事業を推進した「生活困窮者自立支援制度」の取組として、2015年度より「暮らし・しごと応援センター」が開設されていますが、同制度でも「制度のはざま」となって支援が行き届かない現状もあり、こうした課題や会計的な課題も含めて支援できる仕組みが今回の「重層的支援体制整備事業」です。既に250を超える自治体でモデル事業が行われ、来年度の施行に向けて各自治体でも様々な検討が進められていますが、事業実施に当たり、庁内関係部署の連携体制が何よりも重要です。

大阪府豊中市では、この8月1日、市長のリーダーシップで、介護、障がい、生活困窮、子育て支援、生活保護、人権、住宅、教育委員会など多機関連携体制を構築するための「包括支援プロジェクト・チーム」を立ち上げ、事業の実施に向け準備を進めています。現在、各部署に担当者を設置して、同事業を熟知した担当者を置くことや、窓口で受け止めた課題を共有するプラットフォームの整備、伴走型支援として支援プランを策定し、支援がうまく機能しているかをモニタリングする仕組みなどが検討されていると伺いました。厚生労働省からは、市区町村に対して事業の実施意向や事業費の見込み等についてアンケートが実施されました。そこで、来年4月からスタートする「重層的支援体制整備事業」について、品川区においても積極的に取り組んでいくことが必要と考えますが、アンケートの回答内容も含め、ご所見をお聞かせください。

次に、「とうきょうママパパ応援事業」を活用した子育て支援についてお尋ねいたします。

さきの予算特別委員会でも活用を提案した「とうきょうママパパ応援事業」は、必須・任意合わせて7つの事業が示されています。既に品川区が実施している事業のほか、「産後家事・育児支援事業」については、対象世帯の拡充や、期間も1歳未満が対象となっており、現在の6か月までの支援よりも拡充できる内容も盛り込まれており、コロナ禍にあって不安が増幅されている家庭への支援策として積極的に活用することが望まれます。

そこで、質問の1点目は、多胎児家庭支援についてです。

コロナ禍において、窓口に出向いての相談や健診、外出などが困難となり、より一層多胎児家庭の育児支援の必要性が増しています。応援事業には、多胎児家庭の支援として、面接および母子保健事業を利用時の移動経費補助、多胎児家庭サポーター事業、多胎ピアサポート事業の実施が示されています。既に令和2年度限りの任意事業として、コロナ対策として、全ての妊婦に対して、感染防止のための必要な物品やタクシー移動に使える品川区共通商品券1万円分の配布が実績されました。2012年に妊婦の移動経費補助として妊婦タクシー制度を提案していた者として実施を高く評価しており、事業の拡大を期待するものです。

移動経費補助については、多胎妊婦、3歳未満の多胎児がいる世帯が対象で、0歳、1歳および2歳児に面接を受けることが要件となっていますが、コロナ禍においてはZ o o mを活用するなどオンライ



ン面接でも可能とする工夫が求められます。そこで、移動経費補助は、コロナ対策として実施された商品券を活用する仕組みが手間もなく利用しやすいと認識しており、オンラインでの面接対応を含め、実施を求めます。

また、多胎児家庭サポーター事業は、家事育児サポーターを派遣して、産後の家事・育児支援や外出時補助の実施となっています。利用時間については1世帯当たり1歳未満が240時間、2歳未満が180時間、3歳未満が120時間で、補助基準額も1時間当たり2,700円と大きな負担低減となります。そこで、品川区では既存の産後ドゥーラを活用した産後の家事・育児支援のヘルパー等の利用助成の拡充で対応できると認識しており、実施を求めます。

さらに、多胎ピアサポート事業とは、多胎児の育児経験者家族との交流会等や多胎児育児経験者による相談支援事業です。既存の保健師、栄養士等の専門職による相談に加え、子育てを支援する団体と連携した相談事業、多胎妊産婦が入院している場合や外出が困難な場合だと、必要に応じた多胎児の育児経験者や専門職によるアウトリーチでの相談支援事業が示されています。このうち、多胎育児経験のある家庭との交流会やアウトリーチについては子育て支援団体が既にオンラインを活用して行っており、コロナ禍においても民間のノウハウを積極的に活用することが望まれます。そこで、現在品川保健センターで行っている事業に追加して、オンラインでの相談支援など、民間のノウハウも活用した多胎ピアサポート事業の実施を求めます。それぞれ多胎児支援についてご見解をお知らせください。

質問の2点目は、人材育成についてです。

応援事業では、家事育児サポーターが産後の母子や多胎児家庭に寄り添い、適切に支援できるよう研修会を実施するとあります。品川区では、産後の家事・育児支援ヘルパーとして産後ドゥーラが、母親の気持ちに寄り添った家事育児サポーターとして子育て家庭支援の大きな担い手となっています。産後ドゥーラは、私が2013年に議会で初めて活用を提案し、2016年度から事業がスタートしていますが、事業実施前の2016年度予算特別委員会では、産後ドゥーラの養成を求め、精力的に検討していく旨のご答弁をいただいています。応援事業で示されている人材育成の予算は、品川区で仕組みを作れば民間資格取得にも活用できると東京都の担当者にも確認をしています。そこで、産後ドゥーラの資格取得を「とうきょうママパパ応援事業」の担い手研修として位置付け、人材育成の仕組みを作ってはいかがでしょうか。

次に、子どもの見守り強化についてお尋ねいたします。

子どもたちの非行防止などに取り組まれている「夜回り先生」の水谷修さんは、コロナ禍において、臨時休校中のいじめの相談件数は減ったが虐待に関する相談が増えたと指摘しています。これまで虐待に無縁だった親が、子どもに暴言や心ない言動を浴びせる精神的虐待が目立ったとのこと。

そこで、質問の1点目は、保育ソーシャルワークについてです。

今年度より国において「保育所等における要支援児童等対応推進事業」が創設され、東京都として「保育所等に、保育士等が有する専門性を生かした保護者の状況に応じた相談支援などを行う地域連携推進員の配置を促進し、要支援児童、要保護児童およびその保護者の対応や関係機関との連携強化、運営の円滑化を図る」との事業内容が示されました。複数の園を統括して、子どもや保護者の状況を園に出向いて状況を把握し、子ども家庭支援センター等と連携を取る存在は、見守りの強化だけでなく、保育現場の負担軽減の大きな一助にもなると認識しています。そこで、実施主体の品川区として同事業を活用し、ソーシャルワークの視点を持って伴走する身近な専門家として「地域連携推進員」の配置を促進してはいかがでしょうか。

質問の2点目は、「支援対象児童等見守り強化事業」の活用についてです。

国の令和2年度第二次補正予算で、子ども食堂や子どもに対する宅食などの支援を行う民間団体が子どもの自宅を訪問し、食事の提供などを通じた子どもの見守り体制を強化するための経費を支援する「支援対象児童等見守り強化事業」が創設されました。

品川区では、区議会公明党の提案を受け、ガバメントクラウドファンディングで集まった寄附を原資に、ひとり親などに食品を配送する「しあわせ食卓事業」を実施しています。コロナ禍において在宅時間が増えている今、虐待のリスクが高まっており、子どもたちの見守りを強化することも重要です。保育園に通っていない子どもの中にはリスクが潜在化していることもあり、見守りの対象から抜け落ちている可能性もあります。

こうした課題を解消する仕組みとして、文京区が取り組む「子ども宅食」では、企業やフードバンクなどからの食品の受取り、保管、梱包を委託事業者が全て行い、連絡手段にはLINEも活用しています。食品の配送は、見守りの知見のある配送員が行い、保護者とのやり取りを通じて家庭の状況を把握し、必要に応じて行政サービスにつなげる仕組みを構築しています。文京区の「子ども宅食」を担い、地方の宅食団体の立上げ支援などを行っている「子ども宅食応援団」が今年5月に行った宅食利用者へのアンケートでは、自治体の窓口にご相談したことがない人が8割を超え、困難を超えている家庭にはアウトリーチが有効であることが示されました。そこで、現在品川区が実施している「しあわせ食卓事業」の安定的な事業運営、児童の見守りの強化として「支援対象児童等見守り強化事業」を活用して、LINEを活用したアウトリーチなどでつながりを強化し、食品配送を通じた子どもの見守りまでを途切れなく実施する必要があると思いますが、ご所見をお聞かせください。

以上で、各理事者の積極的なご答弁を期待し、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、新型コロナウイルス感染症対策のうち、保育事業などに係るご質問にお答えいたします。

初めに、保育士等への応援給付金についてですが、日々保育現場を懸命に支えている保育従事者の労に報いるため、認可保育所等への応援金の給付を補正予算にて提案する予定です。従事者への支給は各事業者が行うことになるため、区への報告様式に受取サイン欄を設けるなど、一人ひとり確実に行き届く仕組みを整えてまいります。

次に、介護・障害福祉サービス業務継続支援金の支給状況についてですが、8月末時点で介護サービスにつきましては269事業所で延べ3,010人分、障害サービスにつきましては99事業所、延べ891人分となっております。事業者に対し、支給者のリストおよび受領書などの提出を義務付け、従事者一人ひとりへの資金を確認しております。

次に、在園資格の延長対応についてですが、現在、区では求職事由による認定期間中に就労できなかった場合は、事情を確認の上、再度認定を行い、在園資格を延長する運用を行っているところであります。あらかじめ長期間にわたる再々認定をお約束することは新規入園希望者との公平性の面から困難ですが、認定期間経過後も引き続き保育が必要であると認められる場合は、事情を確認の上、改めて個々に認定を行う運用を続けてまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当よりお答えを申し上げます。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 私からは、新型コロナウイルス感染症対策のうち、教育に関するご質問にお答えいたします。

初めに、学校での新しい生活様式についてですが、児童・生徒は基本的にマスクを着用するとともに、サーモグラフィーで体温測定をした後、教室に入り、時間を決めてうがい・手洗いを励行しております。また、飛沫を防止するため、給食中の会話を控えたり、ソーシャルディスタンスを取って合唱の授業を受けたりしており、校内の生活には大きな変化が出ております。学校行事におきましては、運動会を学年単位で数日に分けて開催するなど、徐々にではありますが再開に向けて工夫しながら取り組んでおります。

そのような中での差別や偏見の払拭ですが、各学校では9月に発信した区からの通知を基に、感染症予防対策とともに、感染した人をいじめたり差別したりしないことを発達段階に応じて指導するとともに、個別の事案につきましてはHEARTSを中心に対応することとしています。また、8月に開催した「品川区いじめ対策委員会」では、専門家から「児童・生徒に具体的に発信すべき」との提言を受けまして、ケーブルテレビや学校のホームページでメッセージ動画を配信すべく現在準備しております。

次に、感染した児童・生徒に対する学習支援等ではありますが、現在でもeライブラリなどを活用した学習での支援が可能です。また、家庭と双方向でやり取りのできるZoomは既に全ての学校で利用できる環境が整っており、その活用も図れます。さらに、前倒しされたGIGAスクール構想への対応で、全児童・生徒に1人1台のタブレットを配布できるよう努めており、今後、オンライン学習の活用も図ってまいります。

教員の研修については、10月以降、プレゼンテーションなどの学習支援ソフトの操作のほか、学年、教科ごとの活用事例を共有するなどの内容で行っていく予定です。

最後に、学校での衛生管理についてですが、現在、各校では、教職員、学校ボランティア等がドアノブや手すり、スイッチなどを毎日消毒するほか、エアコンの使用中也においても適宜窓を開け、換気に十分配慮するようにしております。

今後は、本定例会でご提案している補正予算を活用し、感染対策を強化するとともに、区独自で作成している「区立学校版感染症予防ガイドライン」に基づきまして、児童・生徒の感染予防と学びの保障にこれまで以上に取り組んでまいります。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 私からは、新型コロナウイルス感染症対策における新しい生活様式についてお答えします。

区ではこれまで、広報紙やホームページのほか、地域ではふれあい掲示板を活用し、また、区長が動画で繰り返し区民に呼びかけるなど、きめ細かく感染防止策の周知・啓発を継続して参りました。行動変容を後押しするナッジの活用は新しい生活様式を促す有効な手段と考えられますので、まずは区施設での活用について検討してまいります。また、他自治体等の事例を収集し、効果的な取組は広報紙や区ホームページ等で広く周知してまいります。

〔福祉部長伊崎みゆき君登壇〕

○福祉部長（伊崎みゆき君） 私からは、重層的支援体制整備事業についてお答えいたします。

まず、ダブルケアの実態把握についてですが、昨年実施した介護サービス利用者向けのモニタリング調査の結果、家族の介護を受けている方6割のうち、介護者が子育てをしている方は約1割でした。区では、介護保険事業計画において高齢者介護の7原則の一つに「家族への支援」を掲げており、在宅介

護支援センターが行う総合相談の中で、家族の介護と子育ての両立を踏まえてケアプランを作成し、さらに必要に応じて他機関と連携するなどして支援を行っております。今後もご本人やご家族の状況を把握し、適切な支援を行ってまいります。

次に、重層的支援体制についてですが、複雑化・多様化するご相談に対応するため、在宅介護支援センターや支え愛・ほっとステーションにおける総合的な相談窓口機能の構築を進めております。また、ダブルケアへの支援を初め、共生型サービス事業者の指定、介護と医療の多職種連携など、複合的な課題の解決に向けて取り組んでいるところです。重層的支援体制整備事業につきましては、地域共生社会の実現のため、区といたしましても重要性を認識しております。現在は福祉部を中心に検討を進めており、次年度からは関係部署と連携し、実施に向けた具体的な検討を進めていく予定です。国のアンケートにつきましては、「現在は未実施であるが、今後実施の予定がある」旨、回答いたしました。品川区のこれまでの取組を生かした上で創意工夫を行い、円滑な事業実施に取り組んでまいります。

〔子ども未来部長柏原敦君登壇〕

**○子ども未来部長（柏原敦君）** 私からは、子育て支援についてのご質問にお答えいたします。

初めに、多胎児家庭支援についてです。

移動経費補助につきましては、乳幼児健診、予防接種などの外出の際有効な支援であり、今後、実施方法も含め検討をしてまいります。

多胎児家庭サポーター事業につきましては、産後ケアの専門家である産後ドゥーラを活用した区の家事・育児支援事業に比べて、利用時間、利用対象等が拡充されており、その活用について検討を進めているところです。

また、多胎ピアサポート事業につきましては、現在保健センターで開催している多胎児育児学級で先輩との交流や助言の場を設け、育児不安や孤立感の軽減を図るとともに、保健師等の訪問や面接による相談を実施しています。コロナ禍においては一層外出が困難な状況も考えられることから、今後オンラインによる相談も検討してまいります。

次に、人材育成の仕組みについてですが、産後の家事・育児支援の担い手となる産後ドゥーラを増やしていくことは必要であり、ご提案の都の事業の活用についても検討をしてまいります。

次に、子どもの見守り強化についてお答えします。

まず、保育園における子育て家庭の相談等についてですが、区立保育園では、日々、子どもの様子から不適切な養育の兆候がないかを確認しています。また、保護者の相談や支援を通じて虐待などの発防止や早期発見に努めているところです。気になる兆候を発見した場合は関係機関につなぐなど、緊密な連携を取り、見守り体制を構築しております。こうしたことから、ご提案の地域連携推進員を直ちに配置する予定はございませんが、今後、公立保育園は近隣の私立保育所等とのさらなる連携が必要と考えており、その中で相談支援や巡回について検討してまいります。

次に、「支援対象児童見守り強化事業」についてですが、SNSを活用した見守りなど、他区でも導入の実績があり、支援を必要とする世帯と継続的なつながりを持つために有用なものと捉えております。品川区で実施している「しあわせ食卓事業」は、食品の配送をきっかけに区の政策につなぎ、自立の支援をめざすものであることから、ご提案の事業も参考にしながら、区への相談に確実につなげていく手法を検討してまいります。

**○つる伸一郎君** それぞれご答弁ありがとうございました。前向きなご答弁をいただいたというふうに受け止めさせていただきました。

まず、コロナ対策においては、これ、それぞれ今後とも引き続きしっかりと徹底した対応をお願いしたいと思います。

なお、教育長にご答弁いただきましたメッセージ動画については、詳細はこの場ではあえてお聞きしませんけれども、しっかりと児童・生徒の心に届くような、そういうメッセージ動画を作ってください、そして、その視聴についても積極的に促していただく、そういう取組をぜひお願いをしたいと思います。これは要望でございます。

また、「重層的支援体制整備事業」については、現在福祉部を中心として、そしてまた次年度については各部署をまたいで実施に向けた検討をいただくということでご答弁いただきました。ぜひ、先行自治体はありますので、そうしたところの事例を参考にさせていただきながら、事例として本文で紹介させていただいた豊中市などの取組なども参考にさせていただいて、ぜひ他自治体に引けを取らない、品川区が参考とされるような支援体制を作ってくださいと思います。

また、とうきょうママパパ応援事業については、各それぞれご答弁いただきまして、前向きなご検討をいただくということで、ありがとうございます。

その中に1点だけ、移動経費補助についてなんですけど、これ、コロナ対策としても実施されて、今もこれも検討いただくということでありましたが、その配布に際しての面接の在り方、これは今こうした、なかなかコロナ禍において移動自体が難しいという中で、ぜひオンライン等も積極的に面接の在り方としてご検討いただきたいと思います。この部分については改めて、そういう対応を積極的に検討いただきたいと思いますので、改めてご答弁をいただければと思います。

以上です。

〔品川区保健所長福内恵子君登壇〕

○品川区保健所長（福内恵子君） つる伸一郎議員の再質問にお答えをいたします。

移動支援補助につきましては、その際の、補助の際の面接の在り方のご質問でございますが、面接の在り方につきましては、オンライン等も含めまして積極的に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺裕一君） 以上でつる伸一郎君の質問を終わります。

次に、石田ちひろ君。

〔石田ちひろ君登壇〕

○石田ちひろ君 日本共産党品川区議団を代表して一般質問を行います。

初めに、安倍首相が辞任をし、昨日、菅新内閣が発足しました。菅氏が総裁選で最大の看板にしたのは安倍政治の継承でした。失敗が明らかなアベノミクスをさらに進めると言い、森友、加計、桜を見る会などの疑惑解明には背を向けました。さらに、自分のめざす社会は自助・共助・公助だと繰り返し強調、自己責任や助け合いを押し付ける政治を国民は求めていません。コロナ禍の下、経済効率を優先し、社会保障を切り捨て、自己責任を押し付けてきた新自由主義の政治の誤りが厳しく問われている今、必要なのは、こうした安倍政治、自民党政治からの根本的な転換です。日本共産党は、市民と野党の共闘で、分断と自己責任ではなく人々が支え合う連帯の社会への転換をめざし、力を尽くします。

それでは、最初の質問です。新型コロナウイルスを抑え込む分岐点、今こそPCR等検査の抜本拡充を。苦境に立つ区民の暮らし・営業、医療機関守る支援をです。

新型コロナウイルスの感染は、国民の自粛によって5月半ばに一旦は減少したものの、社会経済活動が再開されると、7月には第1波以上の感染拡大となりました。区内感染者数は、7月初め207人から

9月初めには844人と4倍に増え、飲食店街でのクラスター、特養ホームやデイサービスなどの高齢者施設、障害者施設、区立・私立保育園、小中学校、本庁舎など、区のプレス発表だけでも、子どもから高齢者まで感染が広がる事態となりました。世界的な新型コロナパンデミックという事態に安倍政権は有効な対策を打てず、アベノマスクや全国一斉休校、GoToトラベルなど愚策ばかりで迷走、秋冬のさらなる感染拡大が目前に懸念される今、第1波、第2波の教訓を生かした対策が必要です。

2点提案し、質問します。

まず、第1は、検査の拡大で感染を抑え込むとの立場で、PCR等検査体制を抜本的に強化し、検査数を拡大することです。これは社会経済活動を回すためにも欠かせません。新型コロナの特徴は、無症状の感染者が自覚することなく感染拡大をしていることにあります。感染抑止の鍵は、PCR検査の拡大によって無症状感染者を発見し、保護・隔離することです。しかし、日本の人口対比PCR検査はいまだ世界で150位と極端に少ない状況。当初、政府専門家会議は「PCR検査を拡大したら陽性者が殺到し医療崩壊が起こる」と検査を絞りましたが、事態は逆で、無症状者から感染が相次ぎ、医療崩壊に近い状況を引き起こしたのです。区も「感染者の7割しか陽性とならない検査」と述べ、3割が陽性と出ないことが問題のような答弁でした。しかし、それは、コロナ感染者の診療の場合です。感染を広げるのは、喉や鼻に存在するウイルスの飛沫です。PCR検査はウイルスがあればほぼ100%検出できるものであり、感染を制御する目的の検査としては極めて合理的です。

日本医師会有識者会議は、8月5日に「緊急提言」を発表。「本感染症は無症状者例が多く、隠れた地域内流行が存在する」「経済を回す上からも、感染管理の必要な人たちが検査を受ける必要がある」と述べ、PCR等検査の大幅拡充を提案しました。今、感染拡大を抑え込むか、それとも感染の再燃を繰り返す悪循環に陥るのか、重大な分岐点に立っています。新規感染が減少傾向で、これからインフルエンザとの同時流行が懸念される今こそ、検査体制の抜本的強化に取り組むべきです。

世田谷区は、無症状感染者を早期に発見し、対処した国や都市を参考に検査数を10万にすることを打ち出し、当面、一日のPCR検査数を発熱など症状のある人や濃厚接触者を対象に、現在の2倍の600件、社会的インフラを継続的に維持するために1,000件、合計1,600件まで拡大すると発表しました。品川区も世田谷区を参考に、PCR検査体制の抜本的強化で検査数を拡充するよう求めます。

品川区の一日のPCR検査の可能数は何件か、その内訳について、PCR検査センターと帰国者・接触者外来、それぞれ可能な件数、また、東京都と契約している医療機関の数とそこで可能な件数をそれぞれお答えください。

PCR検査体制を抜本的に強化し、無症状感染者も含めて把握・保護することで感染を抑え込むとの立場に立つよう求めます。その立場で、一日のPCR検査数の目標を持つこと、そのための体制強化の具体化を求めます。それぞれいかがでしょうか。

クラスターが起こった地域や業種に対して、濃厚接触者だけでなく従業員や住民など面的に検査を行い、感染実態をつかみ、対策を検討すること。いかがでしょうか。

社会的検査として品川区が打ち出した、介護事業者と障害者施設事業の職員に対するPCR検査実施は第一歩として評価します。さらに送迎の運転手や事務職等全職員、施設入居者や利用者まで対象を広げること、また、保育園・幼稚園、学校の職員、医療従事者、清掃職員等エッセンシャルワーカーに対象を拡大すること。検査は1度だけでなく定期的に行うこと。財源を伴った制度創設を国や東京都に求めること。それぞれいかがでしょうか。

インフルエンザワクチンについて、都が打ち出した助成制度を活用し、高齢者の予防接種無料化を求

めます。いかがでしょうか。

2つ目は、区民の暮らし・営業、医療機関を守る対策についてです。

経済の落ち込みは、4月から6月のGDPの年率換算マイナス28.1%という、リーマン・ショック以上で戦後最悪です。共産党区議団が取り組んだアンケートには3,400人もの方々から回答があり、「夫がコロナで解雇され、家賃や教育費が払えない。助けてほしい」「派遣を切られ、次が見つからない。鬱になりそうだ」「自己破産の手続を弁護士と相談している」など、深刻な相談や実態が数多く寄せられました。大井町駅近くの飲食店の方は、「売り上げは通常の5分の1に激減。仕入れ、家賃と水光熱費、高校生の子どもの教育費、貯金の取崩しも底をつく。12月まで持つか」と訴えます。感染抑止の対策とともに、事業者への直接支援が求められています。中小業者への区独自の追加支援として、国の家賃支援給付金の上乗せを行うよう求めます。いかがでしょうか。

医療機関の経営悪化は深刻です。日本病院会などの調査では、「コロナ感染患者の受入れに関係なく医療機関の経営状況は深刻」「4分の1を超える病院が夏のボーナスを減額」「6月の1病院当たりの赤字額は平均5,951万円、利益率はマイナス12.1%」と述べていますが、いまだ国は損失補填の考えがありません。6月議会で区は、「区として医療機関の収入減について把握する考えはない。国や都に要望する」と冷たい答弁。実際に、区内病院でコロナの治療に関わった職員の夏のボーナスが減額されています。区は自ら支援しないだけでなく、実態の把握もせず、どうして本気で国や都に要望できるでしょうか。改めて、区内の医療機関の収入減や職員の実態について把握し、区として損失補填への支援を行うこと。国に対してコロナによる損失補填の立場に立つよう求めること。それぞれいかがでしょうか。

荏原医師会からは、「軽症者宿泊事業やPCR検査センターへの出動に対し、都や区からの手当や補償が十分でないため、医師会として手当に対する上乗せや、休日診療所スタッフへの危険手当、感染時の見舞金を設け、全員一丸となって対応している」「都や区に対して現状を訴え、増額を要望。また、唾液によるPCR検査や休日診療所の診療に伴う感染時の補償制度の創設を要望しているが、いまだ返答がない」と聞いています。区の委託によって行っているPCR検査センターや休日診療に対して、医師が持ち出しとなっている分を区の負担で行うこと。手当の増額、危険手当、見舞金の創設、休日診療所の増員分の手当の増額を行うこと。それぞれいかがでしょうか。

次に、なぜ大井町駅前一等地にある区有地をJR開発のために提供するのか。新庁舎の検討は開発のためでなく、区民のためにこそです。

新庁舎計画が、大井町駅前の広町地区再開発と一体に進められています。これまでも検討報告者が99%黒塗り・非公開で、JRと日建設計、品川区の3者の密室協議で進められている問題を指摘し、新庁舎建設は情報公開と住民参加で進めるべきと求めてきました。さらに、現庁舎の耐用年数はあと16年あり、新庁舎建設を急がねばならない特段の理由はありません。なぜ4年後の2024年の新庁舎工事着工を区は急いでいるのか。その最大の要因は、区民のためではなく、大井町駅前のJR開発を進めるためだということです。問題点を4点指摘し、質問します。

1点目は、なぜ駅前の一等地にある区有地をJR開発のために提供するのかという問題です。現在は劇団四季と広町保育園がある土地ですが、この土地は1992年3月に国鉄清算事業団から約172億円で品川区が取得。現在の価値を資料により計算すると約112億円です。区有地は、言うまでもなく区民の財産です。それを一企業の民間開発への協力に使うなどと、住民福祉の向上を掲げる地方自治体の行うことではありません。なぜ駅前の一等地にある区有地をJR開発のために提供するのか、伺います。そして、あと16年も耐用年数があるのに、なぜ今庁舎建替を急ぐのか、理由を伺います。

2点目は、この開発が密室で協議されているという問題です。共産党が取得した広町開発や庁舎建替えに関わる報告書は、99%黒塗非公開でした。なぜ区民に見せることができないのか。それは、この計画が区民の利益ではなくJR開発の利益のために進められているからにほかなりません。区は「まちづくり」と説明します。しかし、区民には非公開で、民間企業に便宜を図ることはとても「まちづくり」とは言えません。品川区は、JRが検討している開発計画を知っているのか伺います。また、JRは広町地区にどのような開発を検討しているのか伺います。

3点目は、駅前区有地と新庁舎用地、いわゆるD案を交換する問題です。駅前区有地は、現在の劇団四季と広町保育園を合わせた土地です。新庁舎用地のD案は、現庁舎と隣接するJRの土地です。品川区は、この土地の交換を土地区画整備事業による土地再編と説明します。駅前区有地は7,500平米。そこで交換する形でJRから提供される新庁舎用地は8,300平米です。広さでは1.1倍ですが、駅前の一等地の区有地をJRに提供することによるJRの利益に対して、区の土地は僅か800平米広がっただけ。これが合理的なのか、検証が必要です。現在の駅前区有地と、新たな庁舎敷地となるD案の8,300平米の土地の価値について、これは同じ112億円となるのか伺います。

4点目は、JR開発を優先するために区役所が超高層オフィスとなる問題です。現在、第2庁舎を除いた本庁舎、議会棟、第3庁舎の延べ面積は2万9,481平米です。これを8,300平米の新庁舎用地で建設しようとする、約8階建てになります。しかし、区は、新庁舎は6万平米から7万平米を希望と述べていますので、この場合では約18階建て、高さ約90メートルの超高層に。超高層になれば、地震によるエレベーター停止など、災害時には職員の移動が階段となり、緊急対応や業務の弊害となります。9月9日、区の庁舎機能検討委員会では、複数の委員から、災害時エレベーターが止まるなど、防災対策の観点から高層化をやめたほうがいいとの発言がありました。新たな庁舎は、間違いなく首都直下型地震を経験するでしょう。それだけに、防災対策は少しも軽視できません。JR開発に協力するために駅前の区有地を提供し、現在より狭い敷地に区役所を超高層にすることは何重にも間違っています。区役所を超高層にすることは区民も職員も不便になるとは思わないのか、伺います。

このような問題を抱えたまま、新たな庁舎をD案の下に進めることは中止し、一から住民参加と情報公開を位置付けて、時間をかけて区民のための庁舎づくりを求めます。

最後に、南品川6丁目「無人ホテル」に引き続き不安の声。品川区旅館業条例に24時間常駐者の義務付けをです。

昨年、南品川6丁目の住宅街に、フロント含め常駐者スタッフのいない無人ホテルの建設計画が示されて以降、住民から強い不安の声は引き続き寄せられてきました。「常駐者を置いてほしい」という多くの声に、事業者側は「午前10時から午後6時まではスタッフを配置する」と回答。しかし、夜の飲食帰りや部屋での飲食、チェックインなど、地域住民への影響も強くなる午後6時から翌午前10時の16時間は常駐者なしの無人という状況に変わりはありません。

このホテルは既に完成しています。現在はコロナ感染の拡大で利用はあまりありませんが、コロナ収束後は、海外旅行客を含め利用客も増えることから、騒音やごみ出しなど地域への影響は計り知れません。地域住民からは、「飲食後の夜中、お酒も入り大騒ぎとなれば、言葉も文化も違うので不安で仕方がない」「常駐者のいない16時間は、コロナ感染防止の対策もされない」と、不安の声。地域と宿泊者の安全のためには「24時間常駐」は譲れないと、今も事業者と交渉しています。常駐者は、利用者が気持ちよく安全にホテルを利用し、観光を楽しむためのサポートを行います。そのための注意事項や日本文化を直接説明したり、また、迷惑行動や重大な事故につながるおそれがあると判断すれば、その場で



注意もします。火災などの際には、避難誘導や近隣への対応も行います。こうした体制が迅速に取れないため、近隣住民が不安を訴えているのです。ところが事業者は、「条例や法令に違反はしていないので、24時間常駐者を置く考えはない」と説明します。住民に不安を与える状況を作った区の責任は重大です。なぜ品川区は常駐者を置かなくていい条例にしたのか。区は、「法の規定を超えて条例に定める考えはない」との答弁と併せ、最近では裁判所の判例を根拠として示し、「総合的に判断して、現時点で品川区において条例により法を超える強い規制を実施するのは困難」と答弁です。23区でも24時間の常駐者配置を条例化している自治体が実際に存在しているとおり、これは違法ではありません。

常駐者を置くことを条例で義務付けている中央区に直接話を伺いました。常駐者を置かなくてもいいという法改正に、中央区では、騒音やトラブルなどの住民の不安の声を受け、区も常駐者配置は当然のことだと受け止め、厚労省に相談しながら、常駐者を置くことを義務付けたそうです。厚労省生活衛生課にも確認しましたが、「自治体には技術的助言の通知は出しているが、それを踏まえて、常駐者については自治体の判断で置くこともできる。常駐者を置く条例にすることは、憲法や法にも違反しない」とのことでした。

品川区は、条例に常駐者を義務付けることは違法になると考えているのか伺います。また、「過去の判例」とは何か、「過去の判例」とは何が争点となった事例なのか、常駐者の有無を問う事例なのか、それぞれ伺います。

地域・宿泊者の安全・安心のため、常駐者を置くことを義務付けた条例改正を改めて求めます。いかがでしょうか。

品川区は、「住民の安全・安心を守るのは区の責務」と言います。どのように守るのか。しかもコロナ禍で、住民含め、あらゆる分野で感染拡大防止の対策に取り組んでいるときに、このホテルは常駐者のいない16時間は対策は取れないと事業者側も認めています。区はこういう状態のホテルに営業許可は出すものの、感染防止対策がされているかの確認を取る責任はないと説明。指導はしていくとのことですが、その指導も現在していない状況です。これでどうやって区民の安全・安心を守るのか。区は、住民からこうした不安の声が上がっている下でも条例で規制する必要はないと考えるのか、伺います。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、新庁舎整備計画についてお答えいたします。

まず、広町地区の区有地の活用についてですが、区では令和2年8月に大井町駅周辺地域はまちづくり方針素案を策定し、その中で広町地区の整備方針を使用しております。地区内において、区有地も含めた大規模な土地の再編を行うことで、駅前には多様なニーズに対応した商業や業務などの複合機能を配置するとともに、現庁舎側には行政機能や防災機能を集積するなど、適切な土地利用計画に基づき進めていく予定であります。

次に、庁舎建替えについてですが、本庁舎・議会棟・第3庁舎は築52年となり、建物本体や設備の老朽化が進んでいる一方、区を取り巻く環境変化や多様化する行政需要に対応できる区役所が求められております。広町地区のまちづくりと連携しながら、新庁舎整備計画を着実に進めていく必要があります。

次に、J R東日本の開発計画についてですが、法人の社外秘に属する事項でもあるため公開はできません。

次に、土地再編についてですが、関係権利者が都市基盤整備等に必要となる土地を公平に負担して、適正に土地再編が進められる土地区画整理事業の活用を検討しております。

最後に、区役所の高層化についてですが、新庁舎の規模に関しましては、まずは必要な床面積の検討を進めていく必要があります。区民にとっても職員にとっても利便性の高い庁舎とするため、エレベーター配置やレイアウト等も検討してまいります。また、災害に強い防災拠点となる庁舎とするため、免震構造や制振構造などの採用や電源の多重化等、様々な機能を検討してまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当よりお答えを申し上げます。

〔品川区保健所長福内恵子君登壇〕

○品川区保健所長（福内恵子君） 私からは、PCR検査の拡充と区民等への支援についてお答えします。

初めに、一日の検査可能数ですが、PCR検査センターで60から70件、帰国者・接触者外来で把握している限り150件となっています。また、都と契約している医療機関は約50か所ですが、これらの医療機関で実施可能な検査数は把握しておりません。

次に、検査体制の強化等についてです。現在、保健所では、無症状であっても全ての濃厚接触者やCOCA通知者に対しPCR検査センターや区内診療所等の検査につなげており、また、感染者が発生した高齢者施設等については対象を拡大し積極的に検査を実施しています。検査を実施している診療所も増えており、現在のところ区としての検査数の目標を持つことは考えていませんが、今後も必要な方々に検査してまいります。

次に、クラスターが発生した際の検査については、感染者の属性や感染機会の状況等により、その範囲について検討してまいります。

次に、介護事業者等のPCR検査の拡大等についてですが、今回の検査助成は感染リスクが高い点を考慮したものです。対象拡大等については、国や都で対応の動きがあるため、その状況を注視してまいります。

次に、高齢者へのインフルエンザワクチンですが、今年度は自己負担分を公費により助成いたします。

次に、家賃支援給付金についてですが、区独自の上乘せ給付として東京都の家賃支援給付金額の2分の1を給付することとし、本定例会に提案する予定です。

次に、区内の医療機関の収入源等の把握についてですが、医療機関と意見交換をする中で、国等に対する要望を含め、今後も適切な支援について検討してまいります。

次に、PCR検査センターの従事に伴う補償については、個人が感染した場合と診療所を閉鎖する場合について一定の見舞金を設けております。補償の程度ですが、手当の金額と合わせて医師会と十分に協議の上決定しており、現時点で増額を行う予定はありません。

最後に、休日診療については、新型コロナ禍における診療体制の継続に向けて既に医師会とも協議を進めており、支援の具体化を図っているところでございます。

次に、南品川6丁目のホテルについてお答えします。

まず、条例によりホテルに常駐者を義務付けることについてですが、条例が違法かどうかは、単に法令と条例の文言のみを比較して判断するのではなく、法の趣旨、規制方法の合理性、条例よりも緩やかな様態による規制の有無などの要件により、司法が判断するものです。したがって区では、過去のホテルの建設に対する規制を行う条例が法に抵触するかが争点となった判例を参考に対応を検討したものです。また、区では事業者が法定の基準を遵守させ、地域住民の意見や要望への対応を指導することで、適切なホテルの運営、地域の安全を確保しています。したがって、常駐者を義務付ける条例改正を行う考えはなく、現時点で条例による規制の必要があるとは考えていません。

○石田ちひろ君 自席より再質問させていただきます。

まず、コロナですけれども、今後も必要な人に検査をしていくということだったと思います。区が考える「必要な人」とは、具体的にどういう人なのか伺います。また、PCR検査体制を強化し、無症状感染者を含めて把握・保護することで感染を抑え込む、この立場には立たないということでしょうか。伺います。

それから、次に、庁舎です。

つまりは、大井町駅前のJR開発の利益のために区の土地を渡す、要は土地再編をしたということなんでしょうか。伺います。

最後に、無人ホテルです。

厚生委員会では、常駐者を求める陳情に対して、区の考え方やその根拠として過去の判例を言われたわけですね。しかし、その判例は、今答弁されたようにホテル建設に対する規制ということですか。常駐者とは関係のない判例だと認めたということでもいいのでしょうか。お答えください。

そして、つまり、自治体の判断で常駐者を置くことができるということでしょうか。伺います。

〔品川区保健所長福内恵子君登壇〕

○品川区保健所長（福内恵子君） 石田ちひろ議員の再質問にお答えします。

まず、新型コロナのPCR検査に関してでございます。

区として必要な方に検査をするというのはどういうものを指しているのかというご質問ですけれども、答弁の中でもお答えをしましたように、濃厚接触者全ての方々やCOCOAの通知者、また、感染が発生した施設等の方の中で、濃厚接触者のみではなく、広く感染拡大を抑えるために、必要な方々に行政検査として実施をしたいというふうに考えております。検査を希望される無症状の、広い、一般の、何も感染の不安のない方たちには、現在のところ希望によって自費で検査を受けられるという体制がございます。

次に、ホテルの条例の件でございます。

判例につきましては、先ほどご答弁をした内容で間違いがございません。

区として条例に位置付けることができるのかということですが、それはそれぞれの判断によるものでございまして、品川区では、先ほどご答弁をしましたように、判例を確認した上で、品川区の状況を鑑みて、条例の中には盛り込んでいないということでございます。

〔都市整備推進担当部長末元清君登壇〕

○都市整備推進担当部長（末元清君） 石田ちひろ議員の、民間開発に関する再質問にお答えいたします。

広町地区のまちづくりに関しましては、関係権利者が道路等の都市基盤整備等に必要となる土地を公平に負担して土地の再編を図る、土地区画整理事業の活用を検討してございます。この事業は、土地区画整理法等の法令に基づき適切に進められるものでございまして、一民間企業の利益誘導を図っているといったご指摘は当たりません。

○石田ちひろ君 自席より再々質問をさせていただきます。

まず、コロナですけれども、今、必要な人の説明をされましたけれども、やっぱりこれでは足りない、これではまた再燃を繰り返すということをご指摘させていただきました。抜本的に検査を増やして、無症状感染者を見つけて保護して、隔離して、感染拡大を抑え込む、この立場に立たずにどうして感染拡大を抑え込むと考えているんでしょうか。このままでは秋冬に同じことを繰り返してしまうと考えるの

か、伺いたいと思います。そうなればまた経済活動も止まってしまうと思いますけれども、そうしたことをどのように考えているのでしょうか。伺いたいと思います。

それから、庁舎ですね。区民の財産である区有地の交換を勝手に決めて、そこを何に使うか明かせないということも答弁いただいたと思うんですけれども、区民には隠蔽しながらJRの開発を進めていくということでしょうか。この利益誘導の指摘は当たらないということですが、この広町のまちづくりと連携して進めていく、イコールもう再開発ということだと思います。新庁舎用地、D案ありきで進めるのではなく、開発とは切り離して、情報公開、住民参加で、新庁舎の検討を改めてすべきです。いかがでしょうか。

そして、最後に無人ホテルです。常駐者を置くこととは関係ない判例だということを確認させていただきました。そして、違法にもならないということも確認されたと思います。そして、自治体の判断で常駐者を置くことはできるということですよ。品川区が判断すれば、品川区の判断で常駐者を置くことができるということをもう一度伺いたいと思います。はっきりと伺いたいと思います。安全確認のためにも常駐者を義務付けるべきですが、いかがでしょうか。

〔品川区保健所長福内恵子君登壇〕

○品川区保健所長（福内恵子君） 石田ちひろ議員の再々質問にお答えいたします。

まず、新型コロナのPCR検査に関してでございますが、検査については、先ほどの答弁とも重なりますけれども、現在も無症状の方でも検査を実施しているところでございます。また、さらに介護事業者の方のPCR検査の拡大についても今回実施をするというふうに考えておりますので、無症状の方についても検査をしていくということでございます。

次に、南品川のホテルの件でございます。

違法になるかどうかということにつきましては、答弁の中でもお話をしましたように、違法かどうかということは司法が判断するものということで、区で判断するものではございません。また、条例についてですけれども、条例を作るのは区でございますけれども、先ほどもご答弁しましたとおり、区の状況に鑑みまして、この中に盛り込んでいないということでございます。

〔都市整備推進担当部長末元清君登壇〕

○都市整備推進担当部長（末元清君） 私から、石田ちひろ議員の再々質問のほうにお答えいたします。

区では、先月になりますが、8月に大井町駅周辺まちづくり方針素案を策定いたしました。その中で広町地区の整備方針を示してございます。地区内において区有地も含めた大規模な土地の再編を行うことで、駅前には多様なニーズに対応した商業・業務などの複合機能を配置するとともに、現庁舎側には行政機能や防災機能を集積するなど、適切な土地利用計画に基づき進めていく予定でございます。今後、区画整理事業の具体化が進むタイミングを捉えて、引き続きお示ししてまいりたいと思います。

○議長（渡辺裕一君） 以上で石田ちひろ君の質問を終わります。

次に、横山由香理君。

〔横山由香理君登壇〕

○横山由香理君 私、既に通告してあります項目に従い質問をいたします。

初めに、このたびの新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、罹患された皆様に心からお見舞い申し上げます。また、最前線で働く方々と、お力添えをいただいている全ての皆様に心より敬意と感謝を申し上げます。

1点目に、子どもの生命（いのち）と安全を守る体制についてお伺いいたします。

児童虐待と生命の安全教育に関する学校と教育委員会の取組についてを伺います。

各学校と教育委員会全体で、各学校の児童・生徒の虐待事例をどのように把握しておりますでしょうか。虐待が疑われる事例が発生した際の教育委員会、教育総合支援センター、HEARTS、各学校それぞれの把握の仕方と役割についてお伺いいたします。例えば、教育委員会事務局において学校別に発生事例を把握し、情報集約するなど、組織的な対応が取られているのか、ご説明願います。

私は、子どもと保護者に寄り添ったすばらしい対応をしている学校があることを知っています。先生方に心より感謝を申し上げます。各学校での虐待対応の好事例を共有するなど、教育現場における児童虐待対応力の向上と底上げを要望いたしますが、現在の状況と教育委員会のお考えをお聞かせください。

各学校で実施している教職員向けの児童虐待に関する研修について、具体的な内容をお聞かせください。虐待に至る背景と全体像を踏まえ、総合的な課題や困難を抱える子どもの支援に必要な分野横断的な知識と、初期調査・対応にスムーズにつながるための技能を習得することにより、その資質の向上を図るとともに、支援に携わる関係機関との連携の強化を図っていただきたいのですが、研修内容は各学校の判断なのか、教育委員会として差配して各学校同様の内容・水準で実施しているのか、ご説明をお願いいたします。また、すまいるスクール、児童センター、子ども家庭支援センター、児童相談所など、子どもに関する相談や支援に携わる関係機関とお互いの研修内容を共有し、連携の強化を図っていただきたいのですが、教育委員会のご所見をお伺いいたします。

令和2年6月10日付の文部科学省からの通知、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針の決定について」を受けて、子どもを性暴力の当事者にしないための生命の安全教育の推進、学校などにおける教育や啓発の内容の充実について、教育委員会のご見解をお聞かせください。

生命の安全教育を推進する中で、指導計画はグループワークなどを通じて、ほかの学校や異なる職種・職種の教職員と一緒に実際に策定する経験をするなど、より実践的な方法を用いて指導力を高めていただきたいと考えています。生命の安全教育の推進と、学校などにおける教育や啓発の内容を充実させるためのプロセスについてご説明願います。

子ども・若者政策に関わる人材の育成についてお伺いいたします。

子ども・若者を取り巻く環境は変化が激しく、課題はより複雑化しているため、子どもと家庭のニーズを捉え、時勢に合致した子ども・若者政策を統括的に企画・立案することのできるリーダーの育成が求められています。品川区では現在、区立児童相談所の開設に向けて準備を進めていますが、子どもたちの活動拠点の整備も含めて、子ども・若者政策を総合的に展開していくことが必要です。今後、庁内横断的に子ども・若者政策全体を系統立てて実施・展開していくために、子ども・若者支援、教育、母子保健など、関連部署での業務経験を網羅し、子ども・若者政策のスペシャリストを複数人育成することのできるジョブローテーションの実施を要望いたします。実務者からスタートし、意思決定を行う管理職に至るまで、庁内に横串を通して、子ども・若者政策部門における人材育成の強化を図るための管理職を含めた職員のジョブローテーションの考えについて、区のご見解をお聞かせください。

新庁舎における部署間の交流を促すためのきっかけづくりについてお伺いいたします。

私は、2017年7月に金沢市の児童相談所を視察した際に、「児童相談所の準備から開設当初は、特に児童相談所に対しての職員配置や、必要なときに必要な物品をすぐさま手配するなど、人事と財政部門からの理解と協力が大変助かった。頑張っている現場を各部門で応援してもらうことは欠かせない」というお話を伺いました。併せて金沢市では、子ども部門と教育部門が、振り返るとお互いの様子が分かるようなレイアウトであることもお聞きしました。私は、同年9月27日の行財政改革委員会において、

各部門における相互の連携、人事異動と財政面の配慮について質問・要望していますが、新庁舎の検討が進む中、新庁舎の特徴の一つとして、異なる部署の職員が交流し、事業の進捗状況や課題などを共有するためのきっかけづくりを促すような試みを考えていますでしょうか。現在の検討状況をお聞かせください。

子ども施策に関わる各部門の動きが同じフロア内で、かつ、業務の様子や雰囲気がお互いに見え、様子を察知することができる距離感で職員同士が自然と交流できるような設計と動線が必須と考えており、強く要望いたしますが、区のご見解をお伺いいたします。

今後の子ども家庭支援・相談体制についてお伺いいたします。

品川区は、本年4月より、子ども家庭支援センターを組織化し、相談機能の強化および明確化を図りました。一方で、区立の児童相談所は、令和6年度中の開設に向けて準備を進めており、開設後の子ども家庭支援・相談体制については、今後さらなる検討が必要であると考えます。本年4月には、特別区のうち世田谷区と江戸川区が、7月には荒川区が区立の児童相談所を開設しました。先行3区のうち、江戸川区と荒川区では、児童相談所と子ども家庭支援センターを同一組織とした「一体型」、世田谷区では別組織とした「併存型」として、それぞれ相談・支援の実施に当たっています。私は、品川区においては、支援と介入を分けた併存型、つまり児童相談所と子ども家庭支援センターを別々に運営することを要望いたしますが、児童相談所と子ども家庭支援センターの在り方について、区としての方向性をお聞かせください。

2点目に、財政と行政評価についてお伺いをいたします。

今後の地方財政の課題として、財政ストレスがかかってくることが予想されます。第一に、国債残高・地方債残高が合わせて1,000兆円を超えること、第二に、人口減少による財政的インパクト、第三に、新型コロナウイルス感染症による影響です。品川区における財政のマイナスの影響について、今後どのようなことが予想されるのでしょうか。令和2年度の区の歳入・歳出、令和3年度の区の予算、国の歳入・歳出による影響、区の単独事業についてご説明ください。

財政の役割は、区民生活と経済生活を支えることにあります。基金に限らず、非常時には積極的に財政を使い、持ちこたえることが大切ですが、ある一定期間の後、平常時のモードに戻すための出口戦略を練っておくことも重要です。いつ頃までに何をしたらよいのか、どこまで行くと戻り方が難しくなるのか。現時点における区の財政の見通しをお聞かせください。

財政調整基金の使い方について、区は達成度をどのように評価していくのでしょうか。私は、新型コロナウイルス感染症の影響が複数年度に及んでおり、地震や風水害などの災害への備えも重要であるため、今後の基金の使い方について懸念しています。もし非常時モードが数年続くとして、長期的・総合的な観点から、最も有効な基金の使い方をどのように導き出し、判断・検証していくのか、区の方針をお聞かせください。今後の基金の運用に関して効果の高い政策は何なのか、複数案を慎重に検討した上で、感染症対策が中長期にわたる可能性も視野に入れながら、必要性、妥当性、有効性だけでなく、タイミングや費用対効果など、効率性を重視した使い方を要望いたしますが、区のお考えをお伺いいたします。行政の仕事によって、地域の状態や区民生活の質がどのように変わったのか、税金に対して価値あるサービスを提供しているのか、区民にとって払いがいのある税金なのかを検証し、振り返りを行い、説明責任を果たすことで、将来の政策決定に生かしていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

区政全般における行政評価についてお伺いいたします。

事務事業評価シートの「総合評価」、主要な施策の成果報告書の「指標の推移・取組実績等を踏まえ

た評価」の評価の意味と活用についてお聞かせください。例えば、事務事業評価はAからDの4段階の評価がありますが、Aは計画どおりに事業を進めることが適当、Bは事業の進め方の改善の検討、Cは事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討、Dは事業の抜本的見直し、休・廃止の検討かと思いますが、A、B、C、Dのつけ方を区はどのようにお考えでしょうか。行政評価を生かしてPDCAを回すために、「A」はそのまま改善なし、「B」は工夫して実施していただく。予算増額をするには、「C」を果敢につけることで評価をよく見せるよりも、必要な事業を改善するために、これだけの予算の増額が必要なのだということを示していく方法を検討してはいかがでしょうか。行政評価を生かした事業のPDCAの回し方について、区のご見解をお伺いいたします。

不用額に関して、逆インセンティブによる予算の仕組みを導入してはいかがでしょうか。仮に、職員の方々の努力によって100万円で見積もった事業が80万円で達成できたとして、その努力が無駄にならないよう、余った20万円を事業課にインセンティブをつけることで、職員の方々の効率化に対する努力に対してメリットを与えることができます。よい仕組みや政策があっても、仕事をするのは職員の方々です。人間のモチベーション向上のためには、誠実に努力を続けるなど、誰もが納得する職員が評価される姿を全庁的にしっかりと見せていくことが必要です。その方法として、昇進や事業課に対するインセンティブの付与が効果的と考えますが、区のお考えをお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな行動・生活様式を余儀なくされる今は、まさに、根本的な事業の見直しを行い、事業規模を絞り、真に必要な事業を選択・集中し、優先順位をつけて注力する時期だと考えます。便利であっても、事業開始時からの経過の中で時代に合わなくなった古いサービスは、優先順位を下げたほうが区民にとって有益な場合もあります。日々、業務改善を意識している職員の方々にとって、少なからず疑問に思いながら遂行する業務があるのではないのでしょうか。今やりたい、やるべき仕事に集中するためには、事業の休止・廃止、再構築を含めた、思い切った業務整理やダウンサイジングを早期に済ませることが得策と考えます。大変な作業ですが、今、時代に合った大胆な見直しを行うことで、将来にわたって変化に柔軟に対応できる体制を構築いただきたいのですが、区のお考えをお聞かせください。

地方自治法は、昭和22年に公布・施行されましたが、財政に関する用語が非常に分かりにくいと感じています。私は、地方自治法が区民にとって把握しやすい形式になっていない点を課題と認識していますが、国や他の地方自治体の動向と、区が把握している内容についてご説明をお願いいたします。

新しい時代においても、あらゆる人々にとって分かりやすい用語で区の財政状況を伝えることができれば、多世代からの理解や関心を得ることにつながります。区民に分かりやすく財政状況を伝えるために、区として今後どのような取組が可能なのか、ご所見をお伺いいたします。

3点目に、テレワーク推進についてお伺いいたします。

私は、平成28年の第1回定例会より、オフィスの分散化による災害時などの迅速な対応、インフルエンザなどへの対応、非常・災害時の事業継続など、様々な効果が期待されるとし、テレワークの推進を要望してきましたが、その後どのように進んでいますでしょうか。テレワークの推進をさらに加速し、今一歩進めていただきたいのですが、区内企業への支援に関して、今後の見通しをお聞かせください。

また、本年8月、東京若手議員の会コロナ対策プロジェクトチームでは、自治体におけるテレワークについての調査を実施し、現在分析中です。品川区では管理職を対象にモバイルワーク用端末を配布するなど、今年度以前からテレワークに取り組んでおり、引き続き進めていただきたいと思いますが、庁内の課題の整理状況、テレワーク用回線・端末の増設の検討状況、今年度と来年度の進め方についてご

説明をお願いいたします。

4点目に、ウィズコロナ時代の群衆マネジメントについてお伺いいたします。

私は、本年7月に開催した東京若手議員の会の勉強会「ウィズコロナ時代の群衆マネジメント～感染防止と経済の両立に向けて～」において、東京大学先端科学技術センターの西成活裕教授にお話を伺いました。群衆マネジメントの定義は、「群衆の行動円滑化を支援し、人々に安心と快適をもたらす予防安全活動」で、オリンピック・パラリンピックのような大規模イベントでは4年以上前から、毎年1回行われるようなイベントでは終了後早いうちに、単発イベントでは半年から1年前から、反省と次回の検討が行われます。また、都市計画や定常的な群衆サービスが続く新庁舎検討などの際にも、計画の検討段階から群衆の動線をチェックし、リスクの洗い出しや滞留が起こりそうな箇所を検討して、待ち時間を減らし、サービス水準が高くなるよう、プランニングを進める必要があります。「強制」ではなく「自然に行動してしまう仕掛け」によって、行動変容を促す方法をサインージなどに応用するなど、2017年にノーベル経済学賞を受賞したセイラー教授によるナッジ理論に基づいた人流誘導は、既に区政にも取り入れられていると思います。群衆事故の5大要因は、関係者の連携不足の問題、準備段階でのリスク検討不足、保安上の問題、群衆の振舞いの問題、インフラや機器の故障・破壊です。特に、ステークホルダーがばらばらに活動することが事故につながりやすいため、例えば、群衆マネジャーを採用するなど、全てのステークホルダーをつなぎ、全体最適のマネジメントを行っていただきたいのですが、区のご見解をお伺いいたします。また、来年の東京オリンピック・パラリンピックでの区内の会場マネジメント、イベントサービス、セキュリティ、標識サイン、輸送、都市運営調整について、プランニング状況をお聞かせください。

現在は、感染防止と経済活動の両立のため、チケットコントロールなどによる予約社会へと向かっており、オンサイトにおいても動線確保や行列制御など、通常の混雑を避けるための制御が求められますが、1、イベント開催時、2、鉄道ネットワークが密で構造が複雑なターミナル駅や都市開発などによって今後混雑が予想される駅周辺、3、庁舎等の公共施設における大行列の誘導方法と、混雑緩和に関する群衆制御の方法と運用について、現在の状況と区のお考えをお伺いいたします。

5点目に、緊急時における安心安全の確保についてお伺いいたします。

まず、品川区のAEDの表示状況についてお伺いいたします。

東京都庁や都内の交番では、2019年に新しくなったJIS規格のピクトグラムの表示に更新されていますが、区内におけるAEDの表示の現状をご説明ください。次回の更新時期には、最も視認性が高い新マークの導入を要望いたしますが、区のお考えをお伺いいたします。

次に、区営住宅の家具転倒防止器具の設置についてお伺いいたします。

令和2年度6月号の区営だよりに、「設置の際、壁に穴を開ける必要がある場合でも、通常の取付けであれば、退去後の原状回復工事の費用は使用者負担となりません」との記載がありますが、条例などによって定められ、どのような解釈がされているのか、ご説明願います。新規の使用者に対し、今後も継続して漏れなく情報を伝達するためにも、条例への明記や住まいのしおりなどへの記載をお願いしたいのですが、区のご所見をお伺いいたします。

最後に、災害対応力を強化する女性の視点についてお伺いいたします。

平成27年度予算特別委員会において、品川区防災会議では、女性の委員の方を任命していないとのご答弁がありました。現在の防災会議における女性の参画状況について、何人中何名が女性なのか、お答えをお願いいたします。防災会議において、全体の3割以上を目標とするなど、女性の参画を促進い



ただきたいのですが、今後の展望をお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、財政と行政評価についてお答えを申し上げます。

初めに、財政の見通し等についてですが、今後のマイナス要因といたしましては、法人住民税の一部国税化や新型コロナウイルス感染症の影響などが考えられます。特にコロナ禍による影響として、今年度は都区財政調整交付金の財源である市町村民税法人分の減収、来年度はさらに加えて特別区民税の減収も予想されます。国や都の補助金につきましても影響を注視していく必要があります。優先順位を見極めながら、必要な事業をしっかりと進めるとともに、引き続き計画的で健全な財政運営を行ってまいります。

次に、基金の活用等についてですが、今回のコロナ禍に当たり、区は感染拡大防止と区民の生活を守る様々な施策を推進してまいりました。財政調整基金を活用した「しながわ活力応援給付金」は、区民の生活を守る大きな成果があったものと認識しております。今後も、しっかりと区民の声をお聞きしながら政策を推進してまいります。

次に、主要施策の成果報告書の評価等についてですが、評価は、複数の要素に基づき総合的な視点から行い、事業の継続性等の判断に活用するものであります。

次に、行政評価のPDCAサイクルの回し方ですが、いわゆる人・物・金などの行政資源や活動量などを踏まえた事業成果について、整合性や因果関係を定期的に検証していくことにより行います。見直しの対象になった事業につきましても、事業内容等を見直すことで予算増額になる場合もございます。今後の実施を検討しております行政評価を有効に活用できるよう努めてまいります。

次に、インセンティブ予算についてであります。事業を進めるに当たって職員の意欲を向上させることは大切であると考えております。他の自治体の状況も参考にしながら研究してまいります。

次に、業務改善についてですが、予算編成の依命通達において、「コロナ禍で明らかになった課題等に対応し、優先順位をつけた政策に取り組む」と明記しておりますとおり、このコロナ禍を事業見直しの契機と捉え、取り組んでまいります。

次に、財政用語についてですが、他の自治体のホームページにおいて用語集を掲載しているなどの例がございます。このような事例も参考にしながら、より分かりやすい方法を研究してまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当よりお答えを申し上げます。

〔教育次長齋藤信彦君登壇〕

○教育次長（齋藤信彦君） 私からは、子どもの命と安全を守る体制についてお答えします。

初めに、コロナ禍ではストレスや不安を抱えている児童・生徒も多くおり、学校ではこれまで以上に寄り添うことが大切であると認識しております。

まず、虐待の把握についてですが、学校では区作成の「虐待のチェックポイント」を活用し、担任や生活指導主任が、児童・生徒の傷、あざなどの有無や生活の乱れなどから早期発見に努めております。また、HEARTSへの専門電話やQRコードを使った保護者や児童・生徒からのメール発信により把握する場合もあり、教育委員会には定期的な報告のほか、重大性や緊急性の高い事案は即時に報告し、子ども家庭支援センターなど、関係機関との情報共有を図ります。

具体的には、教育総合支援センター長がHEARTSに指示し、事案の確認に努め、児童相談所、警察など、関係機関との連携を図ります。学校では、校長が教育委員会と連絡を取りつつ、校内委員会を

主宰し、児童・生徒への具体的な指導・支援を行います。

次に、虐待への対応力の向上についてですが、教員は、都の専門性向上研修や区教委主催の年次研修を受講しております。さらに、小学校の教員を対象に、子どもへの暴力や虐待を防止する区独自のCAP研修を行うとともに、全校の生活指導主任向けに、事例検討や警察などからの助言を受ける機会を設けております。学校によっては、単独でいじめや虐待に関する研修を実施する場合もあり、今後は関係機関に呼びかけ、参加対象者の枠を広げるなどの工夫をして情報の共有を図り、対応力の向上に努めてまいります。

最後に、子どもへの性犯罪・性暴力対策についてですが、本区では市民科を中心に、児童・生徒の発達の段階に応じて、人権や安全、生命尊重に係る教育を系統的に行っております。また、セーフティー教室では、警察や外部講師を招いて、犯罪被害に遭わないための防犯指導も行っております。

議員ご指摘のように、本年6月には国の関係府省が連携して取り組む政策の検討状況が、8月には今後の実施工程が示されました。基礎的自治体の権限や役割の詳細はこれから議論されるものと理解しております。したがって、区教育委員会といたしましては、国や都の動向を注視しつつ、今後の方向性について研究してまいります。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 私からは、子ども・若者等の人材育成と群衆マネジメントについてお答えします。

区では、多様な業務を経験することにより職員の能力開発と資質の向上を図ることを目的の一つとして、人事異動を実施しております。状況に応じた適切な対応を取るためには、経験の蓄積による専門性の向上とともに、様々な部署での業務を経験することによる広い視野を持つことが重要です。こうしたことから、児童相談所の開設に向けて他自治体児童相談所への研修派遣を初め、区において福祉・教育等の関連部署に職員を配置するなど、相談援助業務に生かせるよう育成を図っております。また、管理職については、担当者としての経験に加え、区政方針に沿ったより広範な観点から、最善な選択となるべく対応する必要があります。今後も、ジョブローテーションを行いながら、職員の資質向上と管理監督者の育成を図ってまいります。

次に、新庁舎のレイアウト等部署間交流に関しましては、今後の検討項目であります。今後、働きやすさに配慮した空間整備、関係部署同士の連携が容易となるような配置などについて研究を進めてまいります。

次に、児童相談所と子ども家庭支援センターの在り方ですが、現在、両機関の役割分担を整理し、相談・支援の円滑な実施に資する体制の検討を行っております。その中では、区は、児童相談所を「介入」、子ども家庭支援センターを「支援」として機能分化することで、両機関の役割を明確にした保護者へのアプローチが可能になると考えております。そのため、「併存型」に着目しているところですが、先行3区の体制を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。

次に、群集マネジメントについてです。

これまで区が関係するイベント開催に当たっては、参加者や地域の安全確保は最重要事項であることから、事前に関係者間で当日の参加者動線など情報共有を行ってきました。また、警備員スタッフの服装を目立たすことや、分かりやすいサインで動線を明示することなど、配置や誘導の全体最適に努めてきたところです。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会については、大会組織委員会と東京都が大会

運営計画を策定しております。現在は、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、2021年に向けた運営計画の見直しを検討しているとのことでございます。

次に、ウィズコロナ時代における混雑対策ですが、イベント開催時は国等のガイドライン遵守が有効であると考えています。また、各鉄道事業者は駅の混雑状況をスマホに配信するなど、利用者が集中しない対策を進めています。

区庁舎では、待ち時間を区ホームページでご案内することや、住民票等の郵送料を無料とし、来庁をお控えいただくなど、ロビーを密にしない対策に努めております。今後は、受付予約システムの導入など、ICTの活用による受付時間の短縮等、庁舎の混雑緩和に努めるとともに、必要な情報収集を進めてまいります。

〔地域振興部長久保田善行君登壇〕

○地域振興部長（久保田善行君） 私からは、テレワークの推進についてお答えします。

初めに、区内事業者への支援ですが、これまでは、働き方改革を推進する中で、専門家のコンサルティング経費等の一部を助成してまいりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、補正予算においてテレワークの導入等を支援する雇用環境整備事業助成金を創設しました。ネットワークの構築やパソコン等の購入経費を対象とし、これまでに132件の申請がありました。

今後の見通しについては、本年4月に中小企業にも働き方改革関連法が適用されたことから、人材確保や生産性向上を進める上でもテレワークの導入は進むものと思われまいます。引き続き雇用環境の整備に向けて様々な支援策を推進してまいります。

次に、庁内のテレワークの課題としては、住民情報などの個人情報外部からのアクセスを制限しており、庁内の執務場所以外での業務遂行が困難であることです。また、清掃事業、保育園等の業務や、住民との対応が必要である窓口業務は、テレワークに向いていないことが挙げられます。さらに、労務管理、業績評価、勤務条件等の検討も必要であります。

次に、テレワーク用回線等の増設の検討状況ですが、職員が出勤できない場合の緊急時対応などを目的に、テレワークができるシステムの導入を今回の補正予算で提案する予定です。モバイルワークについても、管理職を対象に効果検証を行っており、今後、対象職員の拡大を検討してまいります。

また、昨年度から、特別区長会による基礎自治体におけるテレワークの活用についての調査研究に当区も参加しており、引き続き研究してまいります。

〔災害対策担当部長滝澤博文君登壇〕

○災害対策担当部長（滝澤博文君） 私からは、緊急時における安全安心の確保についてお答えします。

初めに、AED表示についてですが、区が設置するAEDにつきましては、平成27年より区として統一した標識を掲出しています。現在の表示内容はJIS規格のものと比較して類似性も高く、外国の方からも誤認される可能性は低いと考えております。新マークへの移行につきましては、今後、機器更新の際にその必要性について検討してまいります。

次に、区営住宅の家具転倒防止器具設置についてですが、原状回復については品川区営住宅条例に規定しており、具体的な負担区分は、東京都の「賃貸住宅トラブル防止ガイドライン」により判断しております。これに基づき、器具の設置により生じた穴などの修復は区の負担としております。お住まいの方々が安心して設置していただけるよう、住まいのしおりへの掲載など、より一層の周知に努めてまいります。

次に、災害対応力を強化する女性の視点についてですが、区では「マイセルフ品川プラン」を策定し、

新たに「防災まちづくりにおける男女共同参画」を基本目標に掲げました。現在の防災会議における女性委員は61名中3名で約5%となっておりますので、目標の実現に向けて努めてまいります。

○横山由香理君 それぞれご答弁ありがとうございました。自席より再質問をさせていただきます。

まず、女性の防災会議の参画についてなんですけれども、マイセルフ品川プランのほうでは女性の割合は2019年度が6.6%ということと、2023年度には国の目標値として30%、担当課は防災課というふうに記載があります。豊島区の審議会などにおける女性委員比率向上計画では、推薦依頼文において女性登用を考慮した文章を加えたり、職務指定を緩和するなどの対応策を講じています。3年間で課題の整理や対応策などを具体的な計画に落とし込んでいただいて、目標達成のために努力していただくというような認識でよろしいでしょうか。改めて今後の展望についてお聞かせください。

また、こちらは要望なんですけれども、教職員の方々には初期対応の部分でつまづくことのないように、虐待がなぜ起きるのかという全体像の把握とスムーズな連携をするために必要な研修にフォーカスをしていただいて、連携先につないだ後、どの部署がどういった支援をしているのかについては知識として知っていてほしいなというふうに思っています。学校から専門機関につなぐ部分で失敗をしまうと、子どもにとって不利益となるケースもあります。現場の先生方にある個人や各学校の裁量だけではなく、関係機関が重層的に支援していくためにも、どの学校でも同じようにスムーズにつなぐことができるよう、教育委員会としても好事例・失敗事例などを集約して、知識・技能の向上が必要と考えていますので、ぜひ進めていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

〔災害対策担当部長滝澤博文君登壇〕

○災害対策担当部長（滝澤博文君） 私からは、防災会議における女性の登用拡大についてお答えをいたします。

防災会議の委員は、防災関係機関、指定公共機関、自主防災組織などの役員または職員で構成されており、性別に関係なく委員として任命されております。具体的方策は現在検討中ですが、それぞれの機関などから積極的に女性を登用していただくとともに、学識経験者などの有識者枠において女性を任命するなどの方策を検討してまいります。

○議長（渡辺裕一君） 以上で横山由香理君の質問を終わります。

これをもって本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明18日、本日に引き続き一般質問を行います。

なお、明日の会議は午前10時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後4時12分散会

---

議長 渡辺 裕一  
署名人 鈴木 真澄  
同 くにば 雄大